

第Ⅶ章 資料編

1. 措置解除統計シート

本シートは、次期策定要領項目7の①（児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組）における各都道府県の実態把握に資する資料として、検討委員である福井充氏より作成および提供いただいたものである。本シートは、児童養護施設・養育里親・乳児院に措置・委託されている各児童の在籍期間と措置解除区分の関係を把握することを目的としている。なお、シート本体は Excel で作成されており、以下よりダウンロード可能となっている。

・早稲田大学社会的養育研究所ホームページ「研究プロジェクト：社会的養育推進計画に関する調査研究」(<https://waseda-ricsc.jp/project/414/>)

■入力例（児童養護施設）

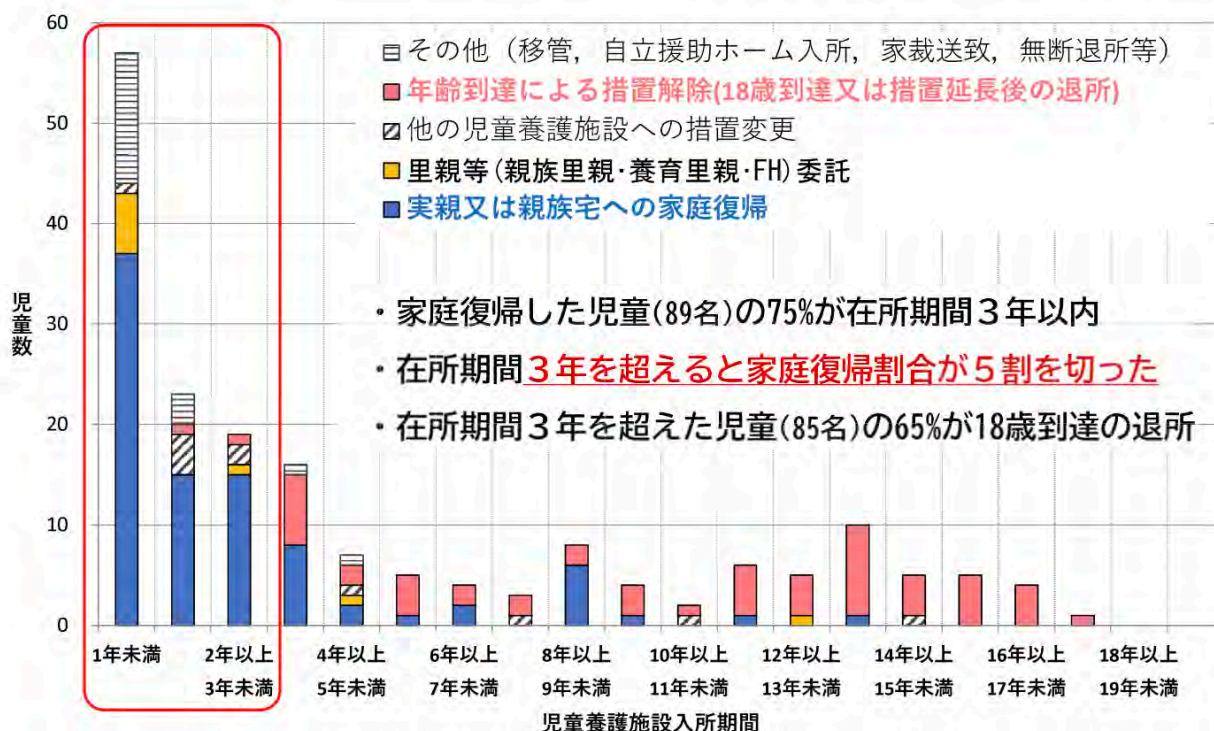
以下に掲載された入力例は、検討委員である福井充氏および安留昭人氏よりご提供いただいた。

① 福岡市における入力結果（福井氏より）

（2012年11月1日～2015年10月31日の3年間に児童養護施設から退所した児童184名）

退所区分と入所期間

（福岡市：2012.11.1～2015.10.31の3年間に児童養護施設から退所した児童184名）



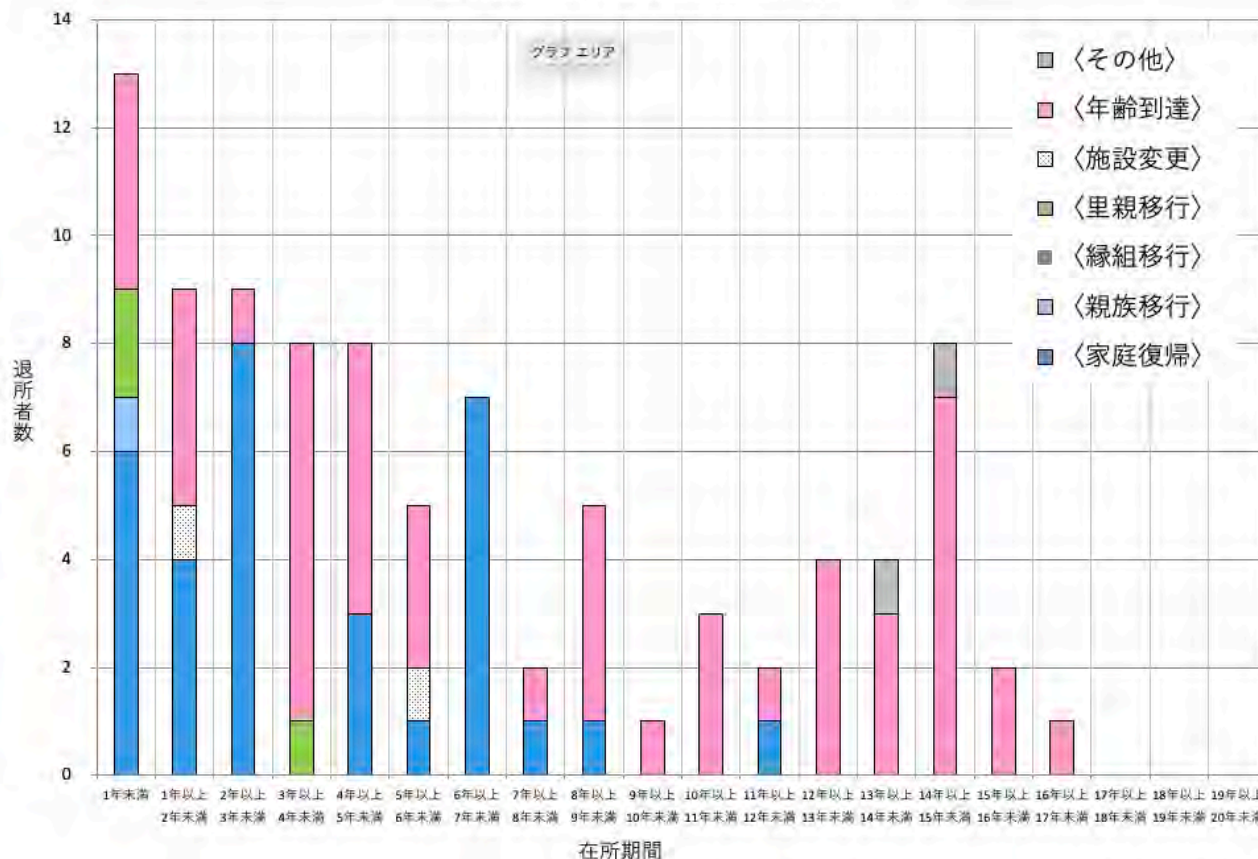
出典：福井充・中村有希・藤林武史（2017）「福岡市における施設入退所調査に基づく家庭移行支援の取り組み」『子どもの虐待とネグレクト』19巻2号、p222-230

② 山梨県中央児童相談所における入力結果（安留氏より）

（2018年4月1日～2021年3月31日の3年間に児童養護施設から退所した児童*91名）

* 山梨県中央児童相談所が措置した児童

在所期間別の児童養護施設退所者数



■入力例から分かること

主には、家庭復帰が入所後3年以内に集中しており、入所期間が3年を超えた場合には年齢到達による措置解除する子どもの割合が非常に高くなることが示されている。そのため、早期の家庭復帰支援、それが難しい場合には親族等養育や養子縁組への移行支援など、早期からパーマネンシーを保障する実践や、里親等委託による家庭養育保障の必要性が明らかとなった。また、長期間措置されている子どもに対しても同様の支援が必要であり、パーマネンシー保障に向けた目標の見直しや判断など、ケースマネジメントの強化が求められる。

このようにグラフ化された情報を分析することで、各都道府県等が措置・委託している子どもの状況が改めて分かるようになり、現状分析および関係者（本庁・児童相談所・各施設・里親等）間の問題意識の共有にも資するシートである。なお、詳細な活用方法、留意事項等に関しては、早稲田大学社会的養育研究所ホームページ（上記 URL）にて改めて紹介する。

2. 現行計画に基づく取組状況の評価・検証（令和4年度分）：調査票

都道府県社会的養育推進計画に基づく取組状況調査（令和4年度分）

【回答上の注意点】

- ①「数値を回答する設問」及び「○×を回答する設問」においては、該当するものがない場合は必ず「0」または「×」を回答し、データが未把握で回答できない場合は回答欄を空欄のままにしてください。（集計時には空欄は「データ未把握」として処理します。）
- ②「数値を回答する設問」において概数のみ把握している場合は、最低数を回答してください。（例：人数を回答する設問において「2人以上」ということが把握できている場合は「2」と回答。）

自治体名	
担当課	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

回答欄が空欄になっているもの

1. 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

1-1. 当事者であるこどもへの意見表明支援・意見聴取について

1-1-1. 意見表明支援（アドボケート派遣等）の仕組みの有無について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
① 独立性を確保した意見表明支援員の		
② 施設職員や児童相談所職員による意		
③ その他		
④ 実施していない		

「③その他」の具体的な内容（自由記述）

2022(令和4)年度
(2023年3月31日時点)

1-1-2. 事業実施に関する課題の有無について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
① 意見表明支援員の確保・育成		
② 意見表明支援を実施する児童の選定		
③ その他		

「③その他」の具体的な内容（自由記述）

2022(令和4)年度
(2023年3月31日時点)

1-2. 行政処分（一時保護時、施設の入所措置決定時、指導措置決定時、里親等への委託決定時、施設入所措置や里親委託から他の措置への変更時）を行う際の当事者であるこどもへの意見聴取について

1-2-1. 行政処分（一時保護時、施設の入所措置決定時、指導措置決定時、里親等への委託決定時、施設入所措置や里親委託から他の措置への変更時）を行う際に、当事者であるこどもへの意見聴取を行っているか、お聞かせください。※原則として行う取扱いとしている場合に○と記載してください。

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
① 一時保護時		
② 施設の入所措置決定時		
③ 指導措置決定時		
④ 里親等への委託決定時		
⑤ 施設入所措置や里親委託から他の措		

1-2-2. 1-2-1で行政処分を行う際に、当事者である子どもへの意見聴取を行っている場合における仕組みの有無について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
① 児童福祉司、児童心理司等の職員に		
② 弁護士（常勤、非常勤、委託契約等いずれの場合も含む）による意見聴取		
③ 本人参加型ケース会議の実施		
④ その他		

「④その他」の具体的な内容（自由記述）

2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)

1-2-3. 行政処分を行う際に、年齢や疾病、障害等により、自らの言葉を言語化できない子どもに対しては、どのような方法により意見聴取を行っているのか、具体的内容をお聞かせください。（自由記述）

2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)

1-2-4. 行政処分を行うに当たって子どもに意見聴取をする場合、子どもの意見が、当該行政処分を拒否する内容であったり、子どもの最善の利益に反する内容であったときに、どのような対応をしているか具体的内容をお聞かせください。（自由記述）

2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)

1-2-5. 4以外で、行政処分を行うに当たって子どもに意見聴取をする場合の課題があれば、その内容とどのような対応をしているかを具体的にお聞かせください。（自由記述）

2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)

1-3. 当事者である子どもへの定期的な意見聴取の仕組みについて

1-3-1. 当事者である子どもへの定期的な意見聴取の仕組みの有無についてお聞かせください。

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
① 施設職員、里親・ファミリーホーム職員		
② 児童福祉司、児童心理司、一時保護		
③ 権利ノートの配布		
④ 外部の相談窓口の設置		
⑤ 意見箱の設置		
⑥ 本人参加型ケース会議の実施		
⑦ その他		

「⑦その他」の具体的な内容（自由記述）

2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)

1-3-2. 当事者である子どもへの定期的な意見聴取の際に、年齢や疾病、障害等により、自らの言葉を言語化できない子どもに対しては、どのような方法により意見聴取を行っているのか、具体的内容をお聞かせください。(自由記述)

2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)

1-3-3. 当事者である子どもへの定期的な意見聴取の際に、子どもの意見が、子どもの最善の利益に反する内容であったときに、どのような対応をしているか具体的内容をお聞かせください。(自由記述)

2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)

1-3-4. 3以外で、当事者である子どもへの定期的な意見聴取を行うに当たっての課題があれば、その内容とどのような対応をしているかを具体的にお聞かせください。(自由記述)

2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)

1-4. 当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の政策決定プロセスへの参画について、お聞かせください。

1-4-1. 子ども家庭福祉に関する制度・政策の検討・決定過程において、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の参画を図っているのか、お聞かせください。

	2022(令和4)年度
① 委員としての参加	
② アンケート、ヒアリング等の実施	

1-4-2. 1-4-1 で①を選択した場合、参画した委員の人数（平均）をお聞かせください。

	2022(令和4)年度
参画した委員の人数（平均）	

1-4-3. 1-4-1 で①もしくは②に○を選択した場合、参画した委員会等の名称をお聞かせください。(自由記述)

2022(令和4)年度

1-4-4. 1-4-3の委員会等の位置付け（設置根拠、委員構成、どういった内容を検討するのか等）をお聞かせください。(自由記述)

2022(令和4)年度

1-5. 児童福祉審議会の活用について、お聞かせください。

1-5-1. 児童福祉審議会の全部会における当事者である子どもの参画・意見聴取等の状況について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)
① 委員として当事者である子ども(社会的養護経験者を含む)の参画した人数	
② 子どもから、直接意見聴取を行った回数	
③ 子どももしくは保護者と児童相談所の意見交換回数	

1-5-2. こどもの意見表明に関する審議を行う部会の設置・開催状況について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
① こどもの意見表明に関する審議を行う		
② 上記①の部会の開催回数		回
③ 上記①の部会に対する申立て件数		件

2. 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の実績

2-1. 管内の要保護児童対策地域協議会における支援対象児童等の人数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)			2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
登録されている要保護児童数		人	要保護児童数、要支援児童数を区別せずに集計している場合は、合算値のみご記入ください。	登録されている要支援・要保護児童数 (合算値)	人
登録されている要支援児童数		人			
登録されている特定妊婦数		人			

2-2. 児童家庭支援センターの設置箇所数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
児童家庭支援センター設置箇所数		箇所

2-3. 児童福祉法第26条第1項2号及び第27条第1項2号に基づき行う在宅指導措置の状況について、お聞かせください。

2-3-1. 児童相談所における相談対応件数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
① 児童相談所における相談対応件数		件
② ①のうち、児童虐待相談対応件数		件

2-3-2. 児童福祉法第26条第1項2号及び第27条第1項2号に基づき行う在宅指導措置について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
① 指導措置全件数(委託含む)		件
② ①のうち、児童相談所が委託せずに行った在宅指導措置件数		件
③ ①のうち、市町村指導委託数		件
④ ①のうち、児童家庭センター指導・指導委託数		件

※在宅指導措置の注意事項
件数については、2022(令和4)年度に開始したものだけでなく、前年度から継続しているケース(2022(令和4)年度中に終了したものを含む)を含めてカウントしてください。

2-4. 妊産婦等への支援について、お聞かせください。

2-4-1. 産前・産後母子支援事業の実施箇所数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
	実施箇所数	
支援コーディネーターの配置等による支援		箇所
看護師の配置等による支援		箇所
住まいの提供に当たっての環境改善		箇所
特定妊婦等に対する生活支援		箇所

2-4-2. 産前・産後母子支援事業の実施件数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
	実施件数	
①支援計画の策定件数	■	件
②特定妊婦を受け入れた件数	■	件

2-4-3. 特定妊婦等支援臨時特例事業の実施箇所数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
	実施箇所数	
特定妊婦等支援臨時特例事業	■	箇所

2-4-4. 特定妊婦等支援臨時特例事業の実施件数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
	実施件数	
①支援計画の策定件数	■	件
②特定妊婦を受け入れた件数	■	件

2-5. 養育支援訪問事業、短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施状況について、お聞かせください。

養育支援訪問事業の訪問件数をお聞かせください。

2-5-1. ※子ども・子育て支援交付金実績報告における「8. 養育支援訪問事業」における「①育児・家事援助」、「②専門的相談支援」、「③助産師等による訪問支援」の数字をお答えください。

	2022(令和4)年度	
	訪問件数	全体（合計）
育児・家事援助	■ 件	- 件
専門的相談支援	■ 件	
助産師等による訪問支援	■ 件	

短期入所生活援助（ショートステイ）事業の利用児童数（延べ日数）をお聞かせください。

2-5-2. ※子ども・子育て支援交付金実績報告における「6. 子育て短期支援事業（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業」における「⑦2歳未満児・慢性疾患児」、「⑧2歳以上児」、「⑨緊急一時保護の母親」の合計の数字をお答えください。

	2022(令和4)年度	
	利用児童数（延べ日数）	全体（合計）
2歳未満児・慢性疾患児	■ 人（日）	- 人（日）
2歳以上児	■ 人（日）	
緊急一時保護の母親	■ 人（日）	

3. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

3-1. 都道府県社会的養育推進計画における代替養育を必要とする子ども数について

3-1-1. 都道府県社会的養育推進計画における代替養育を必要とする子ども数について、お聞かせください。（計画を策定している場合）

	代替養育を必要とする子ども数			
	3歳未満	3～6歳（就学前）	7歳以上（学童期）	全体（合計）
令和2年度	人	人	人	- 人
令和3年度	人	人	人	- 人
令和4年度	人	人	人	- 人
令和5年度	人	人	人	- 人
令和6年度	人	人	人	- 人
令和7年度	人	人	人	- 人
令和8年度	人	人	人	- 人
令和9年度	人	人	人	- 人
令和10年度	人	人	人	- 人
令和11年度	人	人	人	- 人

3-1-2. 3-1-1で記載した都道府県社会的養育推進計画における代替養育を必要とする子ども数について、どのように算出したかお聞かせください。（自由記載）



記載例：
 本県の児童人口（推計・各歳ごと）×代替養育が必要となる割合※
 ※平成30年度までの過去10年間の「入所措置・里親等委託児童数／児童人口」について、計画策定要領に記載する各潜在的な需要による回帰分析により割合を算出

4. 里親等への委託の推進に向けた取組

4-1. 里親等への委託の状況について

4-1-1. 都道府県社会的養育推進計画における里親等委託が必要な子ども数について、お聞かせください。（計画を策定している場合）

	里親等委託が必要な子ども数			
	3歳未満	3～6歳（就学前）	7歳以上（学童期）	全体（合計）
令和2年度	人	人	人	- 人
令和3年度	人	人	人	- 人
令和4年度	人	人	人	- 人
令和5年度	人	人	人	- 人
令和6年度	人	人	人	- 人
令和7年度	人	人	人	- 人
令和8年度	人	人	人	- 人
令和9年度	人	人	人	- 人
令和10年度	人	人	人	- 人
令和11年度	人	人	人	- 人

4-1-2. 4-1-1で記載した都道府県社会的養育推進計画における里親等委託が必要な子ども数について、どのように算出したかお聞かせください。(自由記載)



記載例：
3-1-1の代替養育を必要とする子ども数×里親等委託が必要な子どもの割合※
※計画策定要領の算式2に規定する各データにより算出。

4-1-3. 里親等への委託の状況について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)							
	3歳未満		3～6歳(就学前)		7歳以上(学童期)		全体(合計)	
乳児院の在籍人員における措置数		人		人		人	-	人
児童養護施設の在籍人員における措置数		人		人		人	-	人
里親に委託されている児童数		人		人		人	-	人
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童数		人		人		人	-	人
里親等委託率	-	%	-	%	-	%	-	%

4-2. 児童福祉施設から、措置変更された児童数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
児童福祉施設から里親委託された児童数		人
児童福祉施設からファミリーホームに委託された児童数		人

4-3. 里親又はファミリーホームから、措置変更された児童数(児童福祉施設に入所・他の里親に委託・その他を含む)について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
里親委託から措置変更となった児童数(総数)		人
うち、里親子関係の不調によって措置変更となった児童数		人
里親委託から児童福祉施設入所となった児童数		人
ファミリーホームから児童福祉施設入所となった児童数		人

※フォスタリング機関が里親子関係の不調として把握している人数についてご回答ください。なお、里親子関係の不調による措置変更児童数は、都道府県別での結果の公表は致しません。

4-4. 一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関(フォスタリング機関)の数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
① 児童相談所		機関
② 里親会		機関
③ 児童家庭支援センター		機関
④ 児童養護施設		機関
⑤ 乳児院		機関
⑥ NPO法人		機関
⑦ その他		機関
合計	-	機関

※フォスタリング機関の注意事項
里親養育包括支援(フォスタリング)事業を実施する機関ではなく、一連のフォスタリング業務(里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援)を包括的に実施する機関(フォスタリング機関)をご回答ください。

「⑦その他」の具体的な内容(自由記述)

2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)

4-5. 里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施機関数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
	実施機関数	
① 里親制度等普及促進・リクルート事業		機関
② 里親研修・トレーニング等事業		機関
③ 里親委託推進等事業		機関
④ 里親訪問等支援事業		機関
⑤ 里親等委託児童自立支援事業		機関
⑥ 共働き家庭里親委託促進事業		機関
⑦ 障害児里親等委託推進モデル事業		機関
⑧ 里親等委託推進提案型事業		機関

4-6. 自立による委託解除後のこどもへの支援を担っている機関等について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
① 児童相談所		
② 民間フォスタリング機関		
③		
④ ②以外の、里親支援専門相談員を配置している		
④ その他		

「④その他」の具体的な内容（自由記述）

2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	

4-7. 新規里親登録数・登録里親数・委託里親数・委託こども数（養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親）について、お聞かせください。

4-7-1. 総数

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
新規の認定及び登録里親数		世帯
認定及び登録里親数		世帯
児童が委託されている里親数		世帯

4-7-2. 養育里親（再掲）

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
新規の登録養育里親数		世帯
登録養育里親数		世帯
児童が委託されている養育里親数		世帯

※福祉行政報告例と同様に複数の里親として登録している場合は、複数計上してください。

4-7-3. 専門里親（再掲）

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
新規の登録専門里親数		世帯
登録専門里親数		世帯
児童が委託されている専門里親数		世帯
うち、専門里親として里親手当を受け取っている里親数		世帯

※福祉行政報告例と同様に複数の里親として登録している場合は、複数計上してください。

4-7-4. 親族里親（再掲）

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
新規の認定親族里親数		世帯
認定親族里親数		世帯
児童が委託されている親族里親数		世帯

※福祉行政報告例と同様に複数の里親として登録している場合は、複数計上してください。

4-7-5. 養子縁組里親（再掲）

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
新規の登録養子縁組里親数		世帯
登録養子縁組里親数		世帯
児童が委託されている養子縁組里親数		世帯

※福祉行政報告例と同様に複数の里親として登録している場合は、複数計上してください。

4-7-6. 里親に委託されている児童数

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
里親に委託されている児童数		人
うち、養育里親に委託されている児童数		人
うち、専門里親に委託されている児童数		人
うち、親族里親に委託されている児童数		人
うち、養子縁組里親に委託されている児童数		人

4-8. ファミリーホームのホーム数・新規ホーム数・委託こども数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
ファミリーホーム数（事業所数）		箇所
新規ホーム数		箇所
ファミリーホームの定員数		人
ファミリーホームに委託されている児童数		人

4-9. 里親のレスパイト・ケアについて、里親一人が年間に使える日数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)	
里親一人が年間にレスパイト・ケアに使える日数		日
里親によるレスパイト・ケアの延べ利用人数		人
里親によるレスパイト・ケアの実利用人数		人
里親によるレスパイト・ケアの利用日数		日

※里親一人が年間にレスパイト・ケアに使える日数 の注意事項
日数に定めない(児相長が必要と認めた日数である)場合は、999と回答してください。集計時には「999」回答は「児童相談所長が必要と認める日数」と読み替えて処理します。

※里親がレスパイト・ケアを利用できる制度
・児童入所施設措置費等国庫負担金のうち里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息のための援助
・里親養育包括支援(フォスタリング)事業のうち里親訪問等支援事業(⑥養育児童預かり支援)

5. パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

5-1. 児童相談所が関与して、養子縁組が成立した児童数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
児童相談所があっせんして、特別養子縁組が成立した児童数		人
(児童相談所が民間あっせん機関に協力打診をしたケースで)民間あっせん機関を通じて児童を委託し、特別養子縁組が成立した児童数		人
児童相談所を通じて児童を委託し、普通養子縁組が成立した児童数		人
(児童相談所が民間あっせん機関に協力打診をしたケースで)民間あっせん機関を通じて児童を委託し、普通養子縁組が成立した児童数		人

※子ども担当の児童相談所と、里親(養親候補者)担当の児童相談所が別の自治体の場合は、子ども担当の自治体にて回答をお願いします。

5-2. 児童相談所長による申立て件数、参加人としての関与件数

	2022(令和4)年度	
児童相談所長による申立て件数		件
うち、申立て時点で父または母いずれかの同意がないケース		件
児童相談所長が参加人として関与した件数		件

※5-1の成立件数の内訳ではなく、当該年度の申立て件数、参加人としての関与件数をご回答ください。

※父または母いずれかの同意がないケースには、行方不明等で同意が確認できない場合も含まれます。

5-3. 特別縁組成立後6ヶ月経過以降に、特別養子縁組家庭への支援を担っている機関等があれば、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
① 児童相談所		
② 民間フォスタリング機関		
③ その他		

「③その他」の具体的な内容(自由記述)

2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)

5-4. 2017(平成29)年度～2022(令和4)年度までに、児童相談所が関与して養子縁組が成立したケースにおける、令和4年4月1日時点で子が18歳未満の養子縁組家庭への支援の継続状況について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
	特別養子縁組	普通養子縁組
① 2017年度以降に養子縁組が成立したケースに	家庭	家庭
② ①のうち、何らかの支援を継続している養子縁組	家庭	家庭
③ ②のうち、2022年度に面談・訪問・電話・メール	家庭	家庭
支援を継続している割合	- %	- %

※②の支援には、相談支援、セミナー・行事への参加、会報等の送付、メール・電話・SNSなどでの連絡を含みます。里親支援機関や施設等を通じて支援を継続しているケースも含めてご回答ください。

5-5. 令和4年の特別養子縁組の離縁の申立てについて、児童相談所が把握している件数について、お聞かせください。

	令和4年
特別養子縁組の離縁の申立て件数	件

※司法統計の期間に合わせて、令和4年についてご回答ください。

5-6. 同居児童の届出（児童福祉法第30条第1項）により、民間あっせん機関が養子縁組のあっせんをした子ども等を把握した場合、児童相談所においてどのような支援を行う方針か、お聞かせください。

	2022(令和4)年度
① 児童福祉法第27条第1項第2号の児童福祉司指導	
② 家庭訪問	
③ 相談支援	
④ その他	

「④その他」の具体的な内容（自由記述）

2022(令和4)年度

5-7. 養子縁組民間あっせん機関助成事業の活用状況について、お聞かせください。

5-7-1. 貴自治体内に許可をした養子縁組民間あっせん機関がある自治体にお伺いします。養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業を実施しているか、お聞かせください。

	2022(令和4)年度
高齢児等への支援体制構築モデル事業の実施	
資質向上モデル事業の実施	
子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業の実施	

5-7-2. 全ての自治体にお伺いします。養親希望者手数料負担軽減事業を実施しているか、お聞かせください。

	2022(令和4)年度
養親希望者手数料負担軽減事業の実施	

5-8. 特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所職員数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度
① 特別養子縁組支援業務に携わる職員数	人
② うち研修の受講者数	人

6. 施設の小規模かつ分散化、高機能化及び他機能化・機能転換に向けた取組

6-1. 都道府県社会的養育推進計画における施設で養育が必要なこども数について、お聞かせください。（計画を策定している場合）

6-1-1. 都道府県社会的養育推進計画における施設で養育が必要なこども数について、お聞かせください。

	3歳未満	3～6歳（就学前）	7歳以上（学童期）	全体（合計）
令和2年度	人	人	人	- 人
令和3年度	人	人	人	- 人
令和4年度	人	人	人	- 人
令和5年度	人	人	人	- 人
令和6年度	人	人	人	- 人
令和7年度	人	人	人	- 人
令和8年度	人	人	人	- 人
令和9年度	人	人	人	- 人
令和10年度	人	人	人	- 人
令和11年度	人	人	人	- 人

6-1-2. 6-1-1で記載した都道府県社会的養育推進計画における施設で養育が必要なこども数について、どのように算出したかお聞かせください。（自由記載）



記載例：
3-1-1の代替養育を必要とするこども数 - 4-1-1の里親等委託が必要なこども数

6-2. 管内施設の施設数・定員・措置人員等について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度 (2023年3月31日時点)		
	施設数	定員	措置児童数等 (母子生活支援施設は入所世帯、入所人員)
乳児院	施設	人	人
児童養護施設	施設	人	人
児童心理治療施設	施設	人	人
児童自立支援施設	施設	人	人
母子生活支援施設	施設	世帯	世帯 人

※措置児童数等の注意事項

乳児院～児童自立支援施設については、福祉行政報告例の報告表における措置児童数を、母子生活支援施設は同入所世帯、入所人員を記入してください。

6-3. 管内施設のうち、小規模かつ地域分散化された（進んでいる）状況について、お聞かせください。

6-3-1. 乳児院

	2022(令和4)年度 (2022年10月1日時点)
① 本体施設数	施設
②	施設
①のうち小規模等に取り組んでいる施	施設
③ 小規模グループケア（敷地内：本体	箇所
④ 小規模グループケア（敷地内：別棟	箇所
⑤ 小規模グループケア（分園型）	箇所

<回答に当たっての注意事項>

-国が実施する「児童養護施設等における実態調査」で回答した数値と一致させてください。

-①について

上記調査の調査票2中、「本体施設名」欄に記入した施設数をカウントしてください。

-②について

①の施設のうち、上記調査票中、「養育の形態」欄で「本体施設の敷地内小規模GC」、「分園型小規模GC」のいずれかに○を記入した本体施設の数をカウントしてください。

-③～⑤の注意事項

上記調査票中、小規模グループケア（敷地内：本体施設と同様、敷地内：別棟、分園型）欄で記載したグループ数の合計数をそれぞれ記入してください。

6-3-2. 児童養護施設

	2022(令和4)年度 (2022年10月1日時点)	
① 本体施設数		施設
②		施設
①のうち小規模等に取り組んでいる施		施設
③ 地域小規模児童養護施設		施設
④		箇所
小規模グループケア（敷地内：本体		箇所
⑤		箇所
小規模グループケア（敷地内：別棟		箇所
⑥ 小規模グループケア（分園型）		箇所

<回答に当たっての注意事項>
 ・国が実施する「児童養護施設等における実態調査」で回答した数値と一致させてください。
 ・①について
 上記調査の調査票 1 中、「本体施設名」欄に記入した施設数をカウントしてください。
 ・②について
 ①の施設のうち、上記調査票中、「養育の形態」欄で「地域小規模児童養護施設」、「本体施設の敷地内小規模GC」、「分園型小規模GC」のいずれかに○を記入した本体施設の数をカウントしてください。
 ・③の注意事項
 上記調査票中、地域小規模児童養護施設欄で記載した施設数の合計数を記入してください。
 ・④～⑥の注意事項
 上記調査票中、小規模グループケア（敷地内：本体施設と同様、敷地内：別棟、分園型）欄で記載したグループ数の合計数をそれぞれ記入してください。

6-4. 管内施設における、施設種別ごとの小規模かつ地域分散化された施設の定員、入所児童数について、お聞かせください。（一時保護委託は含まず、措置入所児童数をご記入ください。また、入所児童数は、他自治体が措置した児童等を含め、管内施設に入所している全ての児童等を計上してください。）

6-4-1. 乳児院

	2022(令和4)年度 (2022年10月1日時点)	
	定員	入所児童数 (措置人員)
① 施設全体	人	人
② 小規模グループケア（敷地内：本体	人	人
③ 小規模グループケア（敷地内：別棟	人	人
④ 小規模グループケア（分園型）	人	人

<回答に当たっての注意事項>
 ・国が実施する「児童養護施設等における実態調査」で回答した数値と一致させてください。
 ・①の注意事項
 上記調査の調査票 2 中、施設定員等欄で記載した認可定員、措置人員について、それぞれ合計数を記入してください。
 ・②～④の注意事項
 上記調査票 2 中、小規模グループケア（敷地内：本体施設と同様、敷地内：別棟、分園型）欄で記載した定員、措置人員について、それぞれ合計数を記入してください。

6-4-2. 児童養護施設

	2022(令和4)年度 (2022年10月1日時点)	
	定員	入所児童数 (措置人員)
① 施設全体	人	人
② 地域小規模児童養護施設	人	人
③ 小規模グループケア（敷地内：本体	人	人
④ 小規模グループケア（敷地内：別棟	人	人
⑤ 小規模グループケア（分園型）	人	人

<回答に当たっての注意事項>
 ・国が実施する「児童養護施設等における実態調査」で回答した数値と一致させてください。
 ・①の注意事項
 上記調査の調査票 1 中、施設定員等欄で記載した認可定員、措置人員について、それぞれ合計数を記入してください。
 ・②の注意事項
 上記調査の調査票 1 中、地域小規模児童養護施設欄で記載した定員、措置人員について、それぞれ合計数を記入してください。
 ・③～⑤の注意事項
 上記調査票中、小規模グループケア（敷地内：本体施設と同様、敷地内：別棟、分園型）欄で記載した定員、措置人員について、それぞれ合計数を記入してください。

6-5. 管内の乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設におけるショートステイ、トワイライトステイ、フォスタリング事業、一時保護専用施設、産前・産後母子支援事業、児童家庭支援センター等の実施・設置状況について、お聞かせください。

6-5-1. 乳児院

	2022(令和4)年度 (2022年10月1日時点)	
子育て短期支援事業（ショートステイ）		施設
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）		施設
里親養育包括支援（フォスタリング事業）		施設
一時保護専用施設		施設
産前・産後母子支援事業		施設
特定妊婦等支援臨時特例事業		施設
児童家庭支援センター		施設

令和4年度において、乳児院にて実施したショートステイの全実施日数をご記入ください。

→ 日

※回答に当たっての注意事項
 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）、一時保護専用施設、産前・産後母子支援事業については、国が実施する「児童養護施設等における実態調査」で回答した数値と一致させてください。

6-5-2. 児童養護施設

	2022(令和4)年度 (2022年10月1日時点)	
子育て短期支援事業（ショートステイ）		施設
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）		施設
里親養育包括支援（フォスタリング事業）		施設
一時保護専用施設		施設
産前・産後母子支援事業		施設
特定妊婦等支援臨時特例事業		施設
社会的養護自立支援事業		施設
児童家庭支援センター		施設

令和4年度において、児童養護施設にて実施したショートステイの全実施日数をご記入ください。

→ 日

※回答に当たっての注意事項

子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）、一時保護専用施設、産前・産後母子支援事業については、国が実施する「児童養護施設等における実態調査」で回答した数値と一致させてください。

6-5-3. 母子生活支援施設

	2022(令和4)年度 (2022年10月1日時点)	
子育て短期支援事業（ショートステイ）		施設
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）		施設
里親養育包括支援（フォスタリング事業）		施設
一時保護専用施設		施設
産前・産後母子支援事業		施設
特定妊婦等支援臨時特例事業		施設
社会的養護自立支援事業		施設
児童家庭支援センター		施設

令和4年度において、母子生活支援施設にて実施したショートステイの全実施日数をご記入ください。

→ 日

※回答に当たっての注意事項

子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）、産前・産後母子支援事業については、国が実施する「児童養護施設等における実態調査」で回答した数値と一致させてください。

6-6. 管内施設における、年齢別の施設入所児童数について、お聞かせください。（一時保護委託は含まず、措置入所児童数をご記入ください。）

区 分	2022(令和4)年度 (2023年2月1日時点)			
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設
1歳未満	人	人	人	人
1歳以上 2歳未満	人	人	人	人
2歳以上 3歳未満	人	人	人	人
3歳以上 4歳未満	人	人	人	人
4歳以上 5歳未満	人	人	人	人
5歳以上 6歳未満	人	人	人	人
6歳以上 7歳未満	人	人	人	人
7歳以上 8歳未満	人	人	人	人
8歳以上 9歳未満	人	人	人	人
9歳以上 10歳未満	人	人	人	人
10歳以上 11歳未満	人	人	人	人
11歳以上 12歳未満	人	人	人	人
12歳以上 13歳未満	人	人	人	人
13歳以上 14歳未満	人	人	人	人
14歳以上 15歳未満	人	人	人	人
15歳以上 16歳未満	人	人	人	人
16歳以上 17歳未満	人	人	人	人
17歳以上 18歳未満	人	人	人	人
18歳以上	人	人	人	人

※回答に当たっての注意事項
国が実施する「児童養護施設入所児童等調査」で回答した数値と一致させてください。

管内施設における、養育機能強化のための専門職の配置状況について

6-7. ※回答に当たっての注意事項

国が実施する「児童養護施設等における実態調査」で回答した数値との整合性にご留意ください。

6-7-1. 乳児院

	2022(令和4)年度 (2022年10月1日時点)			
	0人	1人	2人	3人以上
家庭支援専門相談員	施設	施設	施設	施設
里親支援専門相談員	施設	施設	施設	施設
心理療法担当職員	施設	施設	施設	施設
個別対応職員	施設	施設	施設	施設

6-7-2. 児童養護施設

	2022(令和4)年度 (2022年10月1日時点)							
	0人		1人		2人		3人以上	
家庭支援専門相談員		施設		施設		施設		施設
里親支援専門相談員		施設		施設		施設		施設
心理療法担当職員		施設		施設		施設		施設
個別対応職員		施設		施設		施設		施設
職業指導員		施設		施設		施設		施設
医療的ケアを担当する職員（看護師）		施設		施設		施設		施設
自立支援担当職員		施設		施設		施設		施設

6-7-3. 児童心理治療施設

	2022(令和4)年度 (2022年10月1日時点)							
	0人		1人		2人		3人以上	
家庭支援専門相談員		施設		施設		施設		施設
心理療法担当職員		施設		施設		施設		施設
個別対応職員		施設		施設		施設		施設
自立支援担当職員		施設		施設		施設		施設

6-7-4. 児童自立支援施設

	2022(令和4)年度 (2022年10月1日時点)							
	0人		1人		2人		3人以上	
家庭支援専門相談員		施設		施設		施設		施設
心理療法担当職員		施設		施設		施設		施設
個別対応職員		施設		施設		施設		施設
職業指導員		施設		施設		施設		施設
自立支援担当職員		施設		施設		施設		施設

6-7-3. 母子生活支援施設

	2022(令和4)年度 (2022年10月1日時点)							
	0人		1人		2人		3人以上	
心理療法担当職員		施設		施設		施設		施設
個別対応職員		施設		施設		施設		施設
自立支援担当職員		施設		施設		施設		施設

6-8. 管内の各種施設において、施設機能強化推進費特別事業を実施している施設数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
	親子支援事業	家族療法事業
乳児院	施設	施設
児童養護施設	施設	施設
児童心理治療施設	施設	施設
児童自立支援施設	施設	施設
母子生活支援施設	施設	

※回答に当たっての注意事項
国が実施する「予備基礎調査」で回答した数値と一致させてください。

6-9. 管内の各種施設において、国の負担金等によらない独自事業により地域における在宅支援を実施している状況について

6-9-1. 国の負担金等によらない独自事業（都道府県の単独事業、都道府県において把握している施設の独自の取組等）により、地域における在宅支援を実施している状況について、お聞かせください。（自由記載）

	2022(令和4)年度
乳児院	
児童養護施設	
児童心理治療施設	
児童自立支援施設	
母子生活支援施設	

7. 一時保護改革に向けた取組

7-1. 一時保護所での一時保護対応件数、平均保護日数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度
① 対応件数	件
② 平均保護日数	日

※児童福祉第15表（報告表 47）における対応件数を参考にご記入ください。

7-2. 委託一時保護件数(委託解除件数)について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度
① 警察等	件
② 児童福祉施設	件
③ 里親	件
④ その他	件
⑤ 総数	- 件

※児童福祉第16表（報告表 47）における委託解除件数を参考にご記入ください。

7-3. 専門性の向上のための研修を受講している職員数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度
① 研修受講対象職員数	人
② うち、研修を受講している職員数	人

7-4. 一時保護中の学習を支援する仕組みについて、お聞かせください。

7-4-1. 一時保護中の学習を支援する仕組み（通学支援、所内学習等）はあるか、お聞かせください。（複数回答可）

	2022(令和4)年度	
① 通学支援（公設の一時保護所）		
② 通学支援（委託一時保護）		
③ 所内学習（公設の一時保護所）		
④ 所内学習（委託一時保護）		
⑤ その他		

※通学支援は「週1日以上定期的に学校に登校するための支援」としてご回答ください。

「⑤その他」の具体的な内容（自由記述）

2022(令和4)年度

7-4-2. 所内学習（公設の一時保護所）を実際に行なっている職員について、お聞かせください。（複数回答可）

	2022(令和4)年度	
① 学校、教育委員会からの出向職員		
② ①以外の教員免許保有者（退職教員等）		
③ 一時保護所職員		
④ その他		

「④その他」の職員の具体的な属性(保有資格等)（自由記述）

2022(令和4)年度

7-4-3. 通学支援の結果、実際に通学している児童の割合をお聞かせください。（小数点第一位まで可）

	2022(令和4)年度	
① 公設の一時保護所		割
② 委託一時保護		割

7-5. 過去3年間における、公設の一時保護所の第三者評価の受審状況について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度まで (2023年3月31日時点まで)	
① 公設の一時保護所総数		箇所
② 過去3年間に、第三者評価を受審した公設の		箇所

※委託一時保護先の施設等における受審は除きます。

8. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

8-1. 自立援助ホームの実施箇所数、入居者数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度 (2022年10月1日時点)	
① 自立援助ホームの実施箇所		箇所
② 自立援助ホームの定員数		人
③ 自立援助ホーム入居者数		人

<回答に当たっての注意事項>

・国が実施する「児童養護施設等における実態調査」で回答した数値と一致させてください。

・①は上記調査の調査票7中、ホーム名欄で記載した施設数をカウントしてください。

・②は上記調査票中、定員欄の合計数を記入してください。

・③は、上記調査票中、児童福祉法による入所（措置費支弁対象、就学者自立生活援助事業対象）欄の合計数を記入してください。

8-2. 措置延長の状況（18歳以上のこども）について、お聞かせください。

8-2-1. 里親等（里親、ファミリーホーム）における措置延長の割合について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
① 里親等に委託された児童のうち、18歳を迎えたこども数		人
② ①のうち、措置延長を行った児童数		人
③ ②のうち、令和5年4月1日以降、引き続き措置延長を行った児童数		人
④ 措置延長利用率(②/①)	-	%
⑤ 措置延長利用率(③/②)	-	%

8-2-2. 児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設）における措置延長の割合について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
① 児童養護施設等に措置された児童のうち、18歳を迎えたこども数		人
② ①のうち、措置延長を行った児童数		人
③ ②のうち、令和5年4月1日以降、引き続き措置延長を行った児童数		人
④ 措置延長利用率(②/①)	-	%
⑤ 措置延長利用率(③/②)	-	%

8-2-3. 8-2-1及び8-2-2で措置延長を行った理由について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
① 高校卒業まで生活を継続的な指導が必要（定時制、留年、転学等を含む）		件
② 大学等や専門学校等に進学したが、生活が不安定で継続的な養育が必要		件
③ 就職又は福祉的就労をしたが、生活が不安定で継続的な養育が必要		件
④ 障害や疾病等の理由により、進学や就職が決まらず、継続的な養育が必要		件
⑤ その他		件

「⑤その他」の具体的な内容（自由記述）

2022(令和4)年度

8-3. 就学者自立生活援助事業の実施機関数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
社会的養護自立支援事業実施機関数		機関

8-4. 社会的養護自立支援事業の実施状況について、お聞かせください。

8-4-1. 社会的養護自立支援事業の実施機関数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
① 都道府県等(児童相談所を含む)		機関
② 児童養護施設		機関
③ 児童心理治療施設		機関
④ 児童自立支援施設		機関
⑤ 母子生活支援施設		機関
⑥ 里親		機関
⑦ ファミリーホーム		機関
⑧ 自立援助ホーム		機関
⑨ その他		機関

8-4-2. 事業ごとの実施機関数と事業を実施した児童数について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度			
	実施機関数		事業を実施した児童数 (延べ人数)	
① 支援コーディネーターによる支援		機関		人
② 居住支援		機関		人
③ 生活費支援		機関		人
④ 学習費等支援		機関		人
⑤ 自立後生活体験支援		機関		人
⑥ 生活相談支援		機関		人
⑦ 医療連携支援		機関		人
⑧ 法律相談支援		機関		人
⑨ 就労相談支援		機関		人

8-4-3. 支援計画の策定状況について、お聞かせください。

	2022(令和4)年度	
① 社会的養護自立支援事業を実施した児童数(実児童数)		人
② うち、継続支援計画を策定した児童数		人
③ 継続支援計画の策定割合(②/①)	-	%

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

3. 次期社会的養育推進計画の策定に向けた意見交換会：配布資料

(1) 行政説明（こども家庭庁支援局家庭福祉課 金子真路様より）



次期都道府県社会的養育推進計画策定要領（案）

<現行策定要領>

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
 - 各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき**基本的考え方**や**留意事項**をまとめて策定要領として示したもの。
 - 各都道府県は、令和11年度を終期とし「**令和2～6年度**」「**令和7～11年度**」の各期に区分して計画を策定。
- 【見直しの背景】
- 令和4年改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
 - また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、**資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等**が指摘されているところ。→これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。

<主な見直しのポイント>

計 画 期 間	●令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、 次期計画は令和7～11年度の5年を1期 として策定。
項 目	●令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を 13項目 とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。 ● 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念 に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。
計 画 記 載 事 項	●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にP D C Aサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「 現行計画の達成見込・要因分析等 」の記載を求める。 ●「 資源の必要量等 」「 現在の整備・取組状況等 」「 整備すべき見込量等 」の記載を求める。 ●さらに、「 整備すべき見込量等 」について、「 整備・取組方針等 」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。
評 価 の た め の 指 標	●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに 統一的な「評価のための指標」 を設定する。 ●各都道府県において、当該指標により取組の進捗状況の把握を求める。 ●国は、各都道府県の取組の進捗について、 毎年度調査を実施し、分析・評価して公表 。

1. 基本的考え方（計画記載事項）

(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・国・地方公共団体においては、**家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念**に基づくケースマネジメントの徹底が必要。
- ・子どものニーズの適切な把握と支援への反映が必要。なお、子どもに対して行われたソーシャルワークが**子どもに還元**されることが重要。
- ・計画策定に当たっては、**当事者である子どもや市区町村の意見**の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性が必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への**意見聴取**を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により**自己点検・評価**を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にPDCAサイクルを運用することが必要。

(2)当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・令和4年改正児童福祉法においては、**子どもの権利擁護に係る環境を整備**することを都道府県の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の**意見聴取等措置**、さらには子どもの**意見表明等支援事業**の創設等、子どもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、都道府県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を行うことが必要。

(3)市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関である市区町村の**子ども家庭センター**を通じて、支援が必要な家庭等が家庭支援事業など必要な支援メニューに切れ目なく繋がることで、虐待等に至る前に家庭維持に向けた**予防的支援**や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては**親子関係の再構築**に向けた支援が効果的に行われることが必要。

(4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・支援を必要とする妊産婦等に対しては、支援の入り口から妊産婦等との関係性をつくりながら、ニーズに応じた**多機能な支援**を**包括的に**提供することが必要。

(5)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・予防的支援や家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立見込み数を踏まえて、代替養育を必要とする子ども数の見込みを時点修正することが必要。

(6)一時保護改革に向けた取組

- ・一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭の環境にあって、個性が尊重されるべきものであり、子どもの年齢等に配慮しつつ、**原則として個別対応**を基本とする必要があることから、都道府県においては、国において策定する**一時保護施設の設備・運営基準**を踏まえて、条例で基準を定めるとともに、必要な環境整備を行うことが必要。

3

1. 基本的考え方（計画記載事項）

(7)代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の徹底が必要。すなわち、予防的支援により**家庭維持**を目指すとともに、代替養育を必要とする子どもに対しては、まずは**家庭復帰**に向けた努力を最大限に行い、それが困難と判断された場合は、**親族・知人による養育**、さらには**特別養子縁組**を検討する。その上で、これらの対応が子どもにとって**適当でない又はその実現までに期間を要すると判断された場合には、里親・ファミリーホームへの委託や児童養護施設等への入所の措置**を検討するとともに、既に代替養育されている子どもに対しては、**継続して家庭復帰**に向けた努力や親族・知人による養育、特別養子縁組、里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要。

(8)里親等への委託の推進に向けた取組

- ・家庭復帰や親族・知人による養育、特別養子縁組を検討した上で、これらが子どもにとって**適当でない又は実現までに期間を要すると判断された場合には、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託**を検討することが必要。
- ・児童福祉施設として新たに位置づけられた**里親支援センター**において、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの**一貫した里親支援**が効果的に実施されるよう、その設置を促進することが必要。

(9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・家庭では困難な**専門的ケア**を要する、又は年長児で家庭養育に対する**拒否感が強い**などという理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、**地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケア**で養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- ・児童家庭支援センター等の設置の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・令和4年改正児童福祉法により**社会的養護経験者等**に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務とされたことから、児童自立生活援助の**年齢要件等の弾力化**や社会的養護経験者等を支援する**拠点の設置**等、自立支援を推進していくことが必要。

(11)児童相談所の強化等に向けた取組

- ・児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
- ・児童相談所においては、「**新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン**」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士等の配置等による法的対応体制の強化、研修の実施等による専門性の向上のほか、**子ども家庭ソーシャルワーカー**資格の取得促進を図ることが必要。

(12)障害児入所施設における支援

- ・障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に合った環境の提供に加え、**できる限り良好な家庭の環境**の下で支援を行うことが必要。

○ 次期計画策定上の留意事項

- ・各都道府県においては、**令和6年度末までに新たな計画の策定**を行うことが必要。
- ・計画の策定を待つことなく、令和5年度から、現行計画の達成見込・要因分析等、**可能なものから順次速やかに**取組を進めることが必要。

4

**2.項目ごとの策定要領※以下、各項目について、現行策定要領からの変更等を中心に記載
(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像**

事項	計画策定に当たったの留意事項
家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底が必要。すなわち、市区町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持を目指すとともに、代替養育を必要とする子どもに対しては、児童相談所において、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行い、それが困難な場合は、親族・知人による養育を検討し、さらには特別養子縁組を検討。その上で、これらの対応が子どもにとって適当でない又は表現までに期間を要すると判断された場合、里親・ファミリーホームへの委託や児童養護施設等への入所措置の検討とともに、既に代替養育されている子どもにも、継続して家庭復帰に向けた努力や親族・知人による養育、特別養子縁組、里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要
各項目に係る基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●現行計画の達成見込や達成・未達成（見込）の要因分析等を行う ●資源等に関し、地域の現状（資源の必要量等、現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等）を明らかにした上で、整備すべき見込み量等について整備・取組方針等を具体的に記載
計画策定等における当事者であることでの意見の反映等	<ul style="list-style-type: none"> ●里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下に行う ●当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）を計画策定委員会等の委員に複数名選任して意見聴取 ●里親等や施設等に在籍している子どもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取 ●意見聴取した内容の十分な反映。なお、意見聴取に当たっては、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の置かれた状況等に十分に配慮し、意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段を用意
市区町村との連携体制等	<ul style="list-style-type: none"> ●計画策定時に市区町村の意見を反映 ●各都道府県においては、子ども・子育て支援担当部局等との緊密な連携により、計画の内容について、子ども・子育て支援事業計画等との整合を図る ●市区町村は、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援に活用するための連携が必要。この連携に当たっては、推進計画に基づく都道府県の施策についても考慮することが必要
P D C A サイクルの運用	<ul style="list-style-type: none"> ●計画策定時に都道府県児童福祉審議会等へ意見聴取 ●毎年度、評価のための指標等により計画の進捗を自己点検・評価し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告。自己点検・評価によって明らかになった課題等は、速やかに取組の見直し ●P D C A サイクルの運用の際には、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の意見を反映 ●国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表

**2.項目ごとの策定要領
(2)当事者であることでの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）**

事項	計画策定に当たったの留意事項
子どもへの意見聴取等措置	<ul style="list-style-type: none"> ●措置をとる理由等を事前に丁寧に説明し、子どもが理解できたことを確認した上で措置等を実施 ●聴取した意見・意向は、十分勘案した上で子どもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法等を検討 ●措置の決定等ののち速やかに決定内容と理由を丁寧に説明
意見表明等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども等への十分な説明、アクセシビリティへの十分な配慮、外部団体への委託等による実践環境の整備 ●多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員の養成・確保、子どものニーズに合わせた体制整備に努める ●子どもの意見等を最善の利益を考慮して組織的に検討し、結論と理由を子どもに十分説明する環境整備
子どもの権利擁護に係る環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉審議会に子どもの権利擁護に関する専門部会を設置する等、具体的に取組を進める ●子ども自身に対してその権利や権利擁護の仕組みについて丁寧にわかりやすい周知啓発を図ることが必要 ●社会的養育に関わる関係職員に対する研修の定期的実施 ●社会的養護策検討の際の、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての複数参画等

**2.項目ごとの策定要領
(3)市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組**

事項	計画策定に当たったの留意事項
子ども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ●市区町村は、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、子ども家庭センターの設置に努めることが必要 ●計画には子ども家庭センターの設置、支援体制の充実等に向けた都道府県の支援・取組を記載（とりわけ、小規模市町村においても設置が促進されるよう支援策を記載） ●子ども家庭センターに関する指針等を参考に、人材育成、関係機関との連携等の支援体制等を検討 ●市区町村への送致のほか、子どもや保護者の置かれた状況や地理的要因等から、適当と考えられる事例については、市区町村に対して在宅指導措置の委託を行い、市区町村との連携を図りながら支援を実施すること ●市区町村送致等の際の事前の十分な協議など、情報共有等が適切に行われるよう仕組みやルールを整備 ●市区町村職員への研修を、児童相談所職員と一緒に行うこと等によりお互いの専門性について理解を深める ●関係する市区町村職員に児童相談所援助方針会議への参加を促してアセスメントのポイントを共有することなども検討
ヤングケアラーに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制を構築

2. 項目ごとの策定

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
市区町村の家庭支援事業等の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市区町村は十分な家庭支援事業の事業量を見込み、支援が必要なこども等を積極的に支援することが必要 ●市区町村における、支援メニューの必要な事業量の確保・充実や利用促進等に向けた取組状況を把握し、必要な支援を検討 ●子ども・子育て支援担当部局等と連携を図り、子ども・子育て支援事業計画の見直し内容等を順次反映 ●子ども・子育て支援担当部局等は市区町村の子ども・子育て支援担当部局等と連携 ●市区町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホームや児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、里親・ファミリーホーム等の把握及び名簿の作成、提供、委託の際の連携・協力
母子生活支援施設の体制整備・活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討

2. 項目ごとの策定要領

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
児童家庭支援センターの機能強化に向けた都道府県の支援・取組	<ul style="list-style-type: none"> ●こども家庭センターに対する専門的な助言・援助の実施、里親支援センター等の一部機能を担うこと、子育て短期支援事業の実施、在宅指導措置委託の積極的な活用などを念頭に置き機能強化を図る
市区町村との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ●児童家庭支援センター及び市区町村との連携を密にし、児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューの在り方などについて十分に協議 ●市区町村は、児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業の委託など、児童家庭支援センターと密接に連携して地域のこども家庭支援を実施

7

2. 項目ごとの策定要領

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
妊産婦等生活援助事業の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●国において策定する実施要綱等をもとに、同事業の整備が着実に進められるよう、乳児院や母子生活支援施設等の活用を含め、必要な内容を盛り込むこと
助産施設・助産制度の体制整備と周知	<ul style="list-style-type: none"> ●助産施設の確保に取り組むこと ●制度の周知にも取り組むこと
市区町村等との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、市区町村等の関係機関との連絡会議の開催、要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築 ●児童福祉及び母子保健担当部局等の関係機関の職員等への研修 ●市区町村は、こども家庭センター等を通じて把握した特定妊婦等について、妊産婦等生活援助事業による支援が必要と認められる場合は速やかに都道府県に報告等を行い、当該特定妊婦等の自立に向けて積極的な支援が必要。その際、家庭支援事業の活用も含めて検討が必要
その他事業による支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市区町村が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等についても取組状況を把握するとともに、その充実に向けた支援等について検討

2. 項目ごとの策定要領

(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

事項	計画策定に当たっての留意事項
代替養育を必要とするこども数の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者のないこども又は保護者に監護させることが不相当であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は施設に入所させて養育することが必要とされる者の数（代替養育を必要とするこども数）を時点修正する際、予防的支援や家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込み数を踏まえて算出 (参考例) こどもの人口(推計・各歳ごと) × 代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む。) = 代替養育を必要とするこども数

8

2. 項目ごとの策定要領 (6) 一時保護改革に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
一時保護の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ●国において策定する一時保護施設の設備・運営基準等を踏まえて、既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設等の確保数、一時保護に関わる職員の育成方法、実施する時期等を計画に記載 ●こどもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とする ●こどもの適切なケアの確保に課題がある場合や、こどもの様々な事情や態様に応じた個別ケアを推進する観点からは、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保に努めることが必要
一時保護におけるこどもの最善の利益	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保を進める ●一時保護施設内の学習支援の充実を努める ●一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限にとどめ、一時保護施設内のルールが適切か、定期的に見直す

2. 項目ごとの策定要領 (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 ① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが必要。児童相談所においては、こうしたケースマネジメントを実施するための体制を検討すること ●代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うために、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備を検討することが望ましい

9

2. 項目ごとの策定要領 (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 ② 親子関係再構築に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
児童相談所における体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ●専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援が実施できるような体制の整備 ●親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施
民間との協働による支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者支援プログラム実施団体等との協働が考えられる ●その際、民間団体等との協働による支援であることを十分意識した上で、コーディネート業務を適切に行う
市区町村における支援体制の強化と連携等	<ul style="list-style-type: none"> ●市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠 ●親子の課題等をこども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映 ●都道府県全体として、親子関係再構築支援の役割分担、連携体制を検討し、市区町村をバックアップ ●都道府県は親子関係再構築の重要性の啓発、市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を發揮
里親等や施設との協働による支援	<ul style="list-style-type: none"> ●里親・ファミリーホームや施設からも情報収集等を行うなど、協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくりを行う

2. 項目ごとの策定要領 (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 ③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある ●支援の実施に当たっては、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備について検討
民間あっせん機関等との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ●養子縁組里親が見つからない場合や縁組成立後の支援に際し、民間あっせん機関等の協力を得ることも有効 ●児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について積極的に検討
縁組成立後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、養親からの相談に応じるなどの援助を行う

10

2. 項目ごとの策定要領
(8) 里親等への委託の推進に向けた取組
① 里親等への委託子ども数の見込み等

事項	計画策定に当たっての留意事項
パーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方	● 里親等委託率は、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを優先した上でなお代替養育を必要とする子ども数の見込数に対して設定されるものであること
里親等委託が必要な子ども数の見込み	● 里親等委託が必要な子ども数の算出に用いる算式 (代替養育を必要とする子ども数 - (行動上の課題が重篤な子ども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設の入所子ども数)) × 里親等委託が必要な子どもの割合 = 里親等委託が必要な子ども数
新たに確保が必要な里親等数の算出、里親等委託率の目標設定等	● 養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託が原則 ● 施設入所が長期化している子どもについては、子どもの課題に応じて里親等委託を検討する必要がある。特に乳児院に入所している子どもについては、原則として里親等委託への措置変更を検討 ● 乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、令和11年度時点における年齢区分別(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)の里親等委託率の目標を設定。国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県は、養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討し、国の数値目標を超えた目標を設定 ● 国においては、令和11年度までに、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上の実現に向けて取組を推進
十分な受け皿の確保等	● 里親・ファミリーホームについての広報・啓発を積極的に行う必要があること。 ● 実親等に、里親・ファミリーホームは、家庭と同様な養育環境の提供が目的であることや、実親との親子関係を断つことなく、親子関係再構築や自立に向けた措置であることを丁寧に説明して理解を得る
里親のリクルートに係る市区町村との連携体制等	● ショートステイなどの短期受け入れ里親も含め、多様な里親の在り方を検討・周知することが重要 ● 市区町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとの繋がりを活用して制度周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市区町村と連携を図る。また、市区町村は協力体制を整備することが望ましい ● 市区町村が子育て短期支援事業に里親・ファミリーホームを活用できるようにするための情報提供等を検討
やむを得ず委託解除に至った要因分析	● やむを得ず委託解除された数・割合について把握し、要因分析を踏まえて対応方針を検討すること

11

2. 項目ごとの策定要領
(8) 里親等への委託の推進に向けた取組
② 里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
包括的な里親等支援体制の整備	● 里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援体制を構築することが必要
里親支援センターの設置等に当たっての留意事項	● 里親支援センターによる里親支援体制の構築等に当たっては、国が策定するガイドライン等を参照 ● 児童相談所の職員体制や管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、里親支援センターの設置を検討。設置にあたっては、NPO法人等の民間機関、多機能化等に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられる ● 里親支援センターのみで対応することが困難である場合は、フォスタリング機関の活用についても検討

2. 項目ごとの策定要領
(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
① 施設で養育が必要な子ども数の見込み

事項	計画策定に当たっての留意事項
施設で養育が必要な子ども数の見込み	● (5)の項目で算出した「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(8)の①の項目において算出された「里親等委託が必要な子ども数」を減じて、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出 ● 各施設においては、ケアの個別化、里親等委託、親子関係再構築に向けた支援などに加え、子どもの呈する情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むこと。また、支援方針を子どもや親に明確に提示し、親への支援を行いながら、家庭復帰や里親・ファミリーホームへの委託などへとつなげられるよう取り組むこと。

12

2. 項目ごとの策定要領

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
乳児院、児童養護施設	<ul style="list-style-type: none"> ●概ね5年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定 ●乳児院について、こども家庭センターや市区町村の母子保健担当部局、児童相談所等との連携・協働先として位置付けることを働きかけるとともに、妊産婦等支援や親子関係再構築支援、里親等支援などへの積極的な活用を検討。また、一時保護専用施設の整備についても、地域の実情に応じて検討
母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦等生活援助事業が、母子生活支援施設において、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知
地域支援・在宅支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭支援事業を施設にどの程度委託しているかが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となるため、市区町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促すとともに、事業や財政支援の説明を十分に行う ●児童家庭支援センターの設置の促進を検討
施設等における人材確保・人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設等における人材確保 <ul style="list-style-type: none"> ・施設等で働くことの魅力等を施設等のWEBサイトやSNS等を活用し広報啓発することや、職場体験等、施設等や業務内容を理解してもらう機会を積極的に設けることなど、人材確保に向けた取組への支援が必要 ・在職中の職員の定着のため、職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパス整備等の取組にも支援が必要 ●施設等における人材育成 <ul style="list-style-type: none"> 研修の受講機会の提供、スーパービジョンのシステムの確立等の取組が重要。また、職員が課題を一人で抱え込まない組織運営が重要であり、これら人材育成等の取組への支援が必要

2. 項目ごとの策定要領

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 ① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

事項	計画策定に当たっての留意事項
実情把握の対象者及び把握すべき内容、手段	<ul style="list-style-type: none"> ●国において策定する実施要綱等を踏まえること ●児童養護施設等職員、里親等を通じて電話やメール、SNS等の手段により実情を把握 ●社会的養護経験者等同士の繋がりを活かした実情把握

13

2. 項目ごとの策定要領

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 ② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
児童自立生活援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ●(10)の①の項目で算出した自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を踏まえ、児童自立生活援助事業の実施箇所数の計画を策定 ●なお、令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、管内の施設等の状況を踏まえつつ、事業の類型ごとに事業実施箇所数の計画を策定
社会的養護自立支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ●(10)の①の項目の実情把握を参考とすることに加え、現に支援している関係者等からの情報等を収集しながら、社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数の計画を策定 ●関係機関への円滑な連携を行うための体制づくりについて検討 ●一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援の実施を検討
社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の強化と連携等	<ul style="list-style-type: none"> ●国において策定する実施要綱等を参考として、関係機関との連携等について、支援体制等を検討 ●社会的養護経験者等を含む関係者が構成員となって組織される社会的養護自立支援協議会の設置を積極的に検討

2. 項目ごとの策定要領

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組 ① 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
中核市・特別区の児童相談所設置に向けた計画	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年改正児童福祉法附則第7条第6項の趣旨は、設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す ●中核市・特別区における設置に向けた具体的な懸案・課題等を適切に把握した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定

14

2. 項目ごとの策定要領

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

② 都道府県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
児童相談所における人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った都道府県（児童相談所）の職員の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載
児童相談所の管轄人口	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県内に管轄人口が100万人を超える児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載
市区町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村支援児童福祉司の役割が重要であり、配置基準に基づき適正に配置した上で、市区町村と連携体制の整備を図る

2. 項目ごとの策定要領

(12) 障害児入所施設における支援

事項	計画策定に当たっての留意事項
障害児入所施設における支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進

15

3. 次期計画策定上の留意事項

事項	計画策定に当たっての留意事項
次期計画の計画期間、計画の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、令和6年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、以下について可能なものから順次速やかに取組む <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の達成見込・要因分析等 ・ 資源等に関する地域の現状把握 ・ 市区町村におけるこども家庭センターの整備等に向けた支援 ・ 里親支援センターによる一貫した里親支援体制の構築に向けた調整・検討 ・ 施設の多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化等に向けた各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討 ● これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組 等 ● 第3期子ども・子育て支援事業計画に合わせて令和7年度から令和11年度までの5年を1期として策定 ● 計画の進捗状況について毎年度自己点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること ● 都道府県こども計画、都道府県障害児福祉計画など、こども施策、障害児施策等との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意

16

(2) 新たな策定要領の各項目に関する施策・取組（福岡市こども未来局こども家庭課 福井充様より）

福岡市こども家庭課 福井充

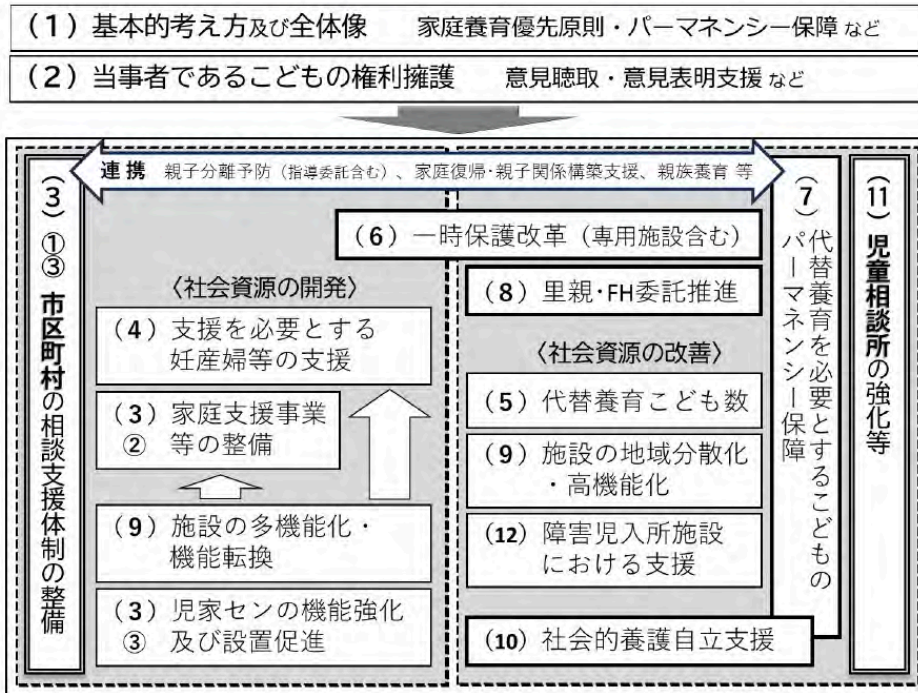
新たな策定要領（案）各項目の施策・取組

新たな策定要領（案）各記載事項が求めている施策・取組の内容について
福岡市の関連取組を題材としながら考える

（福岡市）

<p>現行計画策定時の工夫と重点ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民の社会的養育関係者と当事者委員による検討委員会を開催、こどものヒアリングを実施 ・パーマネンシー保障のため、親子分離や虐待の予防のための体制・仕組み・サービスを充実 ・再統合、親族等養育、その実現までの里親養育を推進、施設は多機能化（短期養育、親子支援）
<p>現行計画で取組が進捗した項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅家庭支援サービスの拡大（施設多機能化による妊産婦支援・短期養育・親子支援事業等） ・在宅家庭支援ケースマネジメントのための体制（区）と仕組み（振り分け）の強化 ・乳幼児を中心とした里親養育の推進（里親等委託率の上昇）、里親ショートステイの拡大 ・児童養護施設等に一時保護及び措置している児童の意見表明支援事業と調査審議体制の構築
<p>現行計画で進捗に課題がある項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の地域分散化、高機能化 ・特別養子縁組成立後の支援体制 ・社会的養護経験者の実態把握と相談支援体制 ・障害児入所施設との連携（契約入所児童を含む支援のあり方、在宅支援関係等）

■新たな策定要領（案）の構造 ※記載項目（1）～（12）のイメージ図



(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

<p>新たな策定要領（案）が求めるもの ※詳細は国資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント ・達成／未達成の要因分析、資源の必要量、整備すべき見込量、整備・取組方針 ・関係者の幅広い参画、当事者委員の複数専任、こどもからの意見聴取（表明しやすく工夫） ・市区町村の意見反映、市区町村子ども・子育て支援事業計画との整合、社会的養護資源の活用 ・策定時の児福審等意見聴取、毎年度の点検・評価と児福審報告、当事者意見を反映した PDCA
--

(福岡市)

<p>現 行 の 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭養育優先原則（新規措置時の里親選択や里親への措置変更）及びパーマネンシー保障（家庭復帰・親族養育・特別養子縁組等の推進）の進行管理体制を強化（家庭移行支援係） ・推進計画策定時（2019年）、官民の社会的養育関係者18名と当事者委員2名による市「社会的養育のあり方検討会」を6回開催（推進計画の全項目の意見聴取→計画に反映） ・里親及び児童養護施設に措置中の児童に対して「子どもの声を聴かせてワーク」を実施→あり方検討会で議論している方向性等を噛み砕いて説明し、意見聴取 <p>実施時期：2019年6～8月（あり方検討会と並行して実施） 対象児童：代替養育措置されている小学生～高校生の計16名 （児童養護施設8名、里親家庭4名、障がい児入所施設4名） 実施方法：当事者委員2名と市が委託したNPOが児童複数名の座談会（菓子付）で聴取 聴取項目：下記5項目の取組に関するアイデアと個人的な3つの願い 児相について（体制強化と一時保護改革）、当事者である子どもの権利擁護、 里親等委託の推進、施設の小規模化かつ地域分散化、社会的養護自立支援 →あり方検討会に報告した内容（聴かせてワークまとめ）を対象児童にフィードバック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進計画の主要部分は市町村子ども・子育て支援事業計画の整備計画や目標値に反映 →毎年度サービス等を計画的に整備、点検・評価し、市こども・子育て審議会で報告・審議
<p>次 期 計 画 の 検 討 案 ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パーマネンシー保障を計画全体の理念とし、親子分離前後に関わらず幅広く施策を推進 ・パーマネンシー保障のケースマネジメント体制は維持しつつ対象児童等位置づけを整理 ・次期計画策定に向け、推進計画（案）を作成し、市「社会的養育のあり方検討会」（2024年3～6月に計6回を予定）にて意見聴取：委員17名・臨時委員9名 <p>※改正児福法を踏まえて市町村の家庭支援を検討する在宅支援関係の委員を複数名追加 ※社会的養護経験者2名が参加 ※施策に関係するこども本人からの意見聴取も検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目（2）～（12）について、資源の必要量等、現在の整備状況／取組状況を比較し、「整備すべき見込量等」を検討して「整備・取組方針等」を定めていく <p>→推進計画の目標値や整備計画を市こども計画（子ども・子育て支援事業計画含む）に反映して毎年度点検・評価、市こども・子育て審議会に報告することを検討</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>

※担当レベルのアイデアであり次期推進計画への記載は未定

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組 (意見聴取・意見表明等支援等)

新たな策定要領 (案) が求めるもの ※詳細は国資料参照

- ・こどもの意見聴取等措置 (措置理由等の丁寧な説明→理解の確認→十分勘案した措置・支援)
- ・意見表明等支援事業 (十分な説明とアクセシビリティ、意見表明等支援員の要請・確保 等)
- ・こどもの権利擁護に係る環境整備 (権利擁護に関する専門部会設置、こども自身の権利や権利擁護の仕組みの周知啓発、関係職員の研修、こども又は経験者の委員の複数参画 等)

(福岡市)

現 行 の 取 組	<p>現在の整備状況・取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替養育児童の「権利面接」(児相職員が年1回、子どもの権利を伝え養育状況等を確認) ・措置時に子どもに権利を説明する「権利ノート」を子どもの意見を反映して 2021 改訂 ・未成年後見人の積極的選任と助成(親不在だけでなく親権行使できない親権者の児童も) ・子どもの知る権利を保障するライフストーリーワークの推進 ・2019～ アドボカシーシステム研究会で市・民間・当事者・養育者・有識者が仕組みを協議 ・2022～ 子どもアドボケイトを派遣する「子どもの権利サポート事業」開始 <p>対 象：一時保護所、児童養護施設、児童心理治療施設、里親・FH に一時保護又は措置されている児童(被措置児童)のうちアドボケイトとの面接を希望する児童</p> <p>担い手：子どもアドボカシーセンター福岡の講座を受けて登録した市民</p> <p>内 容：意見形成支援＋意見表明支援(こども単独表明／アドボケイト同席表明／代弁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023～代替養育児童の表明意見を取り扱う権利救済のための調査審議を運用開始 <p>体 制：児童福祉審議会権利擁護等専門部会に別途「子どもの意見表明に係る小委員会」を設置(法律家・当事者・児童福祉有識者・臨床心理有識者からなる委員4名)</p> <p>対 象：市が一時保護又は代替養育措置している子どもの権利侵害が疑われる事項</p> <p>仕組み：こども自身が周囲の大人が市に付議依頼 →市が審議会に付議(諮問) →審議会が調査・審議 →審議会が市に意見具申(答申) →市が意見伝達や指導</p>
次 期 計 画 の 検 討 案 ※	<p>資源の必要量等をみとすために整備すべき見込量等(必要な取組に対し不足している取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護や措置先の決定に際しては子どもに意見聴取しているが統一的な記録が未整備 ・子どもアドボケイト派遣について対象範囲の拡大や里親委託児童のアクセス向上が必要 ・こどもに対する調査審議の仕組みの周知が必要 <p>整備・取組方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取等措置は児相職員の既存の取組みを記録等で可視化して着実に実施 ・「子どもの権利サポート事業」を意見表明等支援事業(法定)に位置づけて継続実施し、対象範囲の拡大(里親家庭、障がい児入所施設、乳児院 等)に必要な体制を確保 ・調査審議の仕組みをわかりやすく被措置児童に伝える方法を当事者とともに検討、実施 <p>考えうる評価指標例</p> <p>意見表明等支援事業の訪問回数や利用可能児童の割合、表明意見に関する調査審議件数</p>

※担当係レベルのアイデアであり次期推進計画への記載は未定

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 (相談支援体制の整備等)

- 新たな策定要領(案)が求めるもの** ※詳細は国資料参照
- ・市区町村こども家庭センターの設置と体制充実(小規模市町村でも設置促進される支援策)
 - ・市区町村こども家庭センターにおける人材育成、関係機関連携
 - ・市区町村への送致や指導委託(在宅指導措置)による児相と市区町村の連携、情報共有
 - ・児相の援助方針会議への市区町村職員参加によるアセスメントの共有等
 - ・ヤングケアラーへの支援(教育分野や関係機関との連携体制構築等)
 - ・児童家庭支援センターの機能強化(市区町村への専門的な助言・援助、里親支援センター等の一部機能分担、子育て短期支援事業、在宅指導措置委託活用等)と設置促進
 - ・児童家庭支援センターが担う支援メニューの協議、家庭支援事業の委託など市区町村と連携

(福岡市)

現 行 の 取 組	<p>現在の整備状況・取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021 各区に子ども家庭総合支援拠点を設置して相談支援体制を強化(+31名) ・関係機関等からの相談通告(面前DV含む)について振分け基準を定め、振り分ける部署を創設し、区の在宅家庭支援につなぐケース振分けの仕組みを整備 ・送致や指導委託の方法を定め、区と児相が協議しながら適宜活用 ・2021 ヤングケアラー相談窓口設置(児童家庭支援センター委託)、ヘルパー事業も開始 ・2023 各区の相談支援体制をさらに強化(中学校区に1名のワーカー職ポストを確保) ・2024 各区に「こども連携係」を新設し、母子保健や関係機関・地域資源との連携を強化 ・2024 地域子育て相談機関(身近な地域の相談窓口)を開設(予定:13か所)
次 期 計 画 の 検 討 案 ※	<p>資源の必要量等をみとすために整備すべき見込量等(必要な取組に対し不足している取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振分けの基準や方法について、区での支援状況を踏まえながら継続的に調整が必要 ・区こども家庭センター業務を担う多職種の人材育成(専門性、連携技術等)が必要 ・区こども家庭センター新規業務(一体的支援強化、サポートプラン活用、家庭支援事業の利用勧奨・措置、地域資源開拓)の量と質を担保する組織体制の継続的確保が必要 ・地域子育て相談機関の必要量は2024実施を踏まえて検討 <p>整備・取組方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区こども家庭センター子ども家庭福祉職と児童福祉司の人材育成を体系的・計画的に推進 ・心理職や保健師の人材育成も進めるとともに、効果的な多職種連携の組織体制も検討 ・ヤングケアラー支援について児童家庭支援センターと区の連携・分担のあり方等を整理 ・新設「こども連携係」の新規業務を中心に区こども家庭センターの活動状況、成果・課題を把握し、必要な業務や体制を改善 ・2024実施を踏まえて地域子育て相談機関を整備し、こども家庭センターと連携強化 <p>考えうる評価指標例</p> <p>こども家庭センター児童福祉部門受件件数、サポートプラン活用割合、児家セン設置数</p>

※担当係レベルのアイデアであり次期推進計画への記載は未定

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 (家庭支援事業等の整備)

新たな策定要領(案)が求めるもの ※詳細は国資料参照

- ・市区町村による十分な家庭支援事業の事業量見込み、家庭支援事業を活用した積極的な支援
- ・市区町村の家庭支援事業含む支援メニューの事業量確保・利用促進に向けた状況把握と支援
- ・市区町村子ども・子育て支援事業計画の見直し内容等の推進計画への反映
- ・子育て短期支援事業の委託先に里親・FH や児童家庭支援センターを積極活用するための支援

(福岡市)

現 行 の 取 組	<p>現在の整備状況・取組状況 ※詳細は次ページ参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020 育児・家事援助(育児・家事ヘルパー、こどもサポーター)開始 ・2021 支援対象児童等見守り強化事業開始 ・2019-24 子どもショートステイの受け皿拡大(2022～里親ショートステイ全市展開) ・2023 保護者同伴での育児休息を支援する「親子ショートステイ事業」開始 ・2023 親子関係形成を支援する「親子関係づくりサポート事業(通所型、宿泊型)」開始 ・2024 親子関係形成を支援する「親子関係づくりサポート事業(訪問型)」開始 ・2024 常設の居場所による生活支援「児童育成支援拠点事業」開始
次 期 計 画 の 検 討 案 ※	<p>資源の必要量等をみとすために整備すべき見込量等(必要な取組に対し不足している取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023 子ども・子育て支援ニーズ調査や事業実施状況(断り件数等)から必要量等を算出 ・区の保健師やワーカー、児童福祉司等が使いたい時に使えない事業があることから、区や児相の活用ニーズも加味し、資源制約なく活用できた場合の提供量を見込む <p>整備・取組方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定事業を着実に実施するとともに、区や児相の現場で捉えたニーズに応える市独自のサービス(詳細は次ページ参照)を順次拡充 ・家庭支援事業は利用動奨・措置に伴う無料化が可能な要綱(予算)を整備 ・子育て世帯訪問支援や子どもショートステイ・親子ショートステイは、区の関与前の家庭がアクセスしやすく早期予防になる入口(地域子育て相談機関・児家セン経由等)を検討 ・資源制約なく活用できた場合の提供量を目標値として整備計画を策定 <p>考える評価指標例</p> <p>家庭支援事業等ごとの利用実績(世帯数・日数・児童数等)、確保方策の達成率</p>

※担当係レベルのアイデアであり次期推進計画への記載は未定

親子分離を防ぐ家庭支援サービスの構築状況（福岡市）

1. 妊産婦等相談・生活支援事業 [R5 : 38,402 千円/R6 : 61,879 千円]

【内容】 R2 産前・産後母子支援センターこももティエを設置し、**妊産婦相談+母子宿泊支援+自立支援**
 【特徴】 SNS 広報、24 時間チャット相談、産前から最大 6 か月入居可、R5 宿泊居室拡大 1 室→4 室
 【受託】 母子生活支援施設（社会福祉法人）※ 1 棟解体して産前・産後専用棟建設（施設整備補助等）
 【歳入】 R5 特定妊産婦等支援臨時特例事業+妊産婦訪問支援 →R6 妊産婦等生活援助事業+妊産婦訪問支援

2. 養育支援訪問事業 [R5 : 17,358 千円/R6 : 13,934 千円]

【内容】 ①**専門的相談支援**：妊産婦や子育て家庭のニーズに応じて傾聴、助言、実技指導、同行など
 ②育児・家事援助（**育児家事ヘルパー**）：育児（保育所送迎等）・家事（調理・掃除等）の実施
 ③育児・家事援助（**こどもサポーター**）：子どもの相談、遊び相手、外出支援、親子関係調整
 【特徴】 R2 より②③を加えて支援を多様化、下記 3・7 とあわせてニーズに応じた多様な訪問を充実
 【受託】 ①訪問員（市が募集・登録・派遣）、②ヘルパー事業者、③子どもの居場所・学習支援の NPO 等
 【歳入】 養育支援訪問事業 →R6 養育支援訪問事業+子育て世帯訪問支援事業（対象拡大）

3. 支援対象児童等見守り強化事業 [R5 : 17,106 千円/R6 : 13,806 千円]

【内容】 上記 2 未利用だが気になる家庭を訪問し、食事・食材・消耗品を提供+生活習慣獲得も支援
 【特徴】 区に相談通告があったが未支援の世帯の状況を把握し、区とつながる**支援の入口**として活用
 【受託】 子どもの居場所・学習支援の NPO 等
 【歳入】 支援対象児童等見守り強化事業

4. 子どもショートステイ事業 [R5 : 128,139 千円/R6 : 168,724 千円]

【内容】 原則 7 日間まで預かる ※R6 も受け皿拡大：里親ショート人件費増+施設の改修・人件費増
 【特徴】 基本的に学校送迎あり／里親型は自宅送迎あり ※年間制限回数なし
 需要が増加（区が活用推進）しており受け皿を継続的に拡大 →10 年連続で利用日数が増加
 （R1 : 2,719 日→R2 : 3,881 日→R3 : 5,550 日→R4 : 6,851 日→R5 : 見込 9,000 日）
 【受託】 施設型：乳児院 2 ・児童養護施設 3（いずれも社会福祉法人）
 里親型：児童家庭支援センター 1 ・フォスタリング機関 1（いずれも NPO 法人）
 ※ショートステイ受入れ可能な里親は両 NPO で合計 **137 世帯**
 ※区が NPO に打診→**NPO が里親調整**→区が利用決定→NPO が自宅送迎・里親支援等
 【整備】 H28-31 施設の措置枠（家庭復帰や里親委託の推進による空き枠や空間）を活用
 H31～ 乳児院・児童養護施設・NPO に整備した**一時保護専用施設**（現在 53 名分）を活用
 R4～ フォスタリング機関の増員（市町村調整加算）により里親ショートステイを全市展開
 R5～ ショートステイ**専任職員配置**により拡大（引き続き措置枠・一時保護専用施設を活用）
 R6～ ユニット化整備（施設整備補助）に合わせて本体施設内にショートステイ専用フロア
 を改修整備し、措置枠外に**ショートステイ専用枠**を設けて人員配置（専任職員、家庭
 支援専門相談員加配、施設機能強化加算（親子支援事業）等）+夜間保育所に委託開始
 【歳入】 子育て短期支援事業（専任人員配置含む）、里親包括支援事業（市町村調整加算）、一保専用施設
 【課題】 専任人員は各 1 人では非効率で受け皿拡大に直結しないため実施日数に応じた加配補助が必要
フォスタリング機関市町村調整加算のようなショートステイ調整経費加算が児家センにも必要

5. 親子ショートステイ事業 [R5 : 10,922 千円/R6 : 5,097 千円]

- 【内容】 休息確保と養育力獲得のため最大 14 日の親子入所で養育相談、親子関係調整、子ども預り
 【特徴】 乳幼児親子・学童親子それぞれの受け皿あり、事業 1・6 の待機目的や利用後支援にも活用
 【受託】 **母子生活支援施設 1・乳児院 2・児童養護施設 2・NPO (里親家庭リクルート中)**
 【歳入】 R5 子育て短期支援臨時特例事業 (親子入所) →R6 子育て短期支援事業 (保護者利用加算)

6. 親子関係づくりサポート事業 (施設型) [R5 : 6,634 千円/R6 : 6,634 千円]

- 【内容】 ①**親子通所** : PCIT (週 1 回・全 16 回程度) による親子相互交流促進、または CARE 受講
 ②**親子宿泊** : 乳幼児親子 (産婦含む) に最大 30 日の養育相談、実技指導、地域移行支援
 【特徴】 PCIT は指示的であり知的障がい親にも適用可、宿泊型は産後支援や再統合支援に活用
 【受託】 **乳児院** ※ユニット化整備 (施設整備補助) の改築に合わせて親子宿泊専用室を整備
 【歳入】 ① 保護者支援臨時特例事業→R6 親子関係形成支援事業
 ② 乳児院等多機能化推進事業 + 施設機能強化加算(親子支援事業) + 家庭支援専門相談員加配
 【課題】 地域の家庭が広く利用しやすいペアトレの実施体制 (地域子育て相談機関での実施等) も必要

7. 親子関係づくりサポート事業 (訪問型) [R5 : 1,123 千円/R6 : 8,817 千円] ※**訪問ペアトレ**

- 【内容】 家庭訪問で乳幼児親子にペアトレ SafeCare を実施 : 安全環境づくり + 親子相互交流の促進
 【特徴】 通所に来ない非自発的な家庭に実施できる、家庭の環境で行うため汎用性・再現性が高い
 【受託】 **児童養護施設 2 = コーディネート** : 研修調整、利用者と訪問員のマッチング、計画作成等
 + 養成団体 : 訪問員の養成研修、定期スーパーバイズ等 (受託施設から再委託)
 + 訪問員 : 養育支援訪問事業訪問員が講習を受けて受託施設に登録 (施設から報酬受領)
 【歳入】 R6 児童養護施設等高機能化・多機能化推進モデル事業
 【課題】 国モデル事業後の歳入確保 (子育て世帯訪問支援事業・養育支援訪問事業活用か、国補助拡充)

8. 親子関係づくりサポート事業 (里親型) [R6 : 11,180 千円] ※**親子支援里親**

- 【内容】 里親家庭に親子を受け入れて心理的サポートや養育力獲得支援、地域移行支援を実施
 【特徴】 身近なサポートがない妊産婦の里帰り出産のような宿泊支援、乳幼児家庭の養育支援を実施
 【受託】 **NPO 法人 (フォスタリング機関)**
 【体制】 養成担当 SW : 親子支援里親をリクルート、養成等
 里親支援 SW : 親子宿泊中の親子支援里親に対する相談支援等
 親子支援里親 : 日帰りや宿泊 (最大 6 か月) による養育相談、実技指導等
 ※施設型 (上記 1・6) による親子宿泊の受け皿拡大は限界があり、**里親拡大で受け皿を確保**
 【歳入】 R6 児童養護施設等高機能化・多機能化推進モデル事業 + 親子ショート + 妊産婦等生活援助事業
 【課題】 親子支援里親事業 (SW 人件費) 創設、「親子支援里親」類型追加による里親の育成・手当支給

9. 児童育成支援拠点事業 [R6 : 26,492 千円]

- 【内容】 区要对協管理の小学生を常設の**居場所に送迎**し夜間や休日の生活支援を実施 (市内 2 か所)
 【特徴】 ネグレクト家庭を補完する大人の関わり、食事、生活支援を提供し非認知能力向上等を図る
 【受託】 公募予定 (担い手として上記 1~8 受託団体も想定)
 【歳入】 R6 児童育成支援拠点事業
 【課題】 市内全域のニーズに対応する方法や担い手確保
 ショートステイ・地域子育て相談機関・児家センと同じ場所にて親子が頼れる多機能な展開へ

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- 新たな策定要領(案)が求めるもの** ※詳細は国資料参照
- ・妊産婦等生活援助事業の着実な整備(乳児院・母子生活支援施設等の活用)
 - ・助産施設の確保と助産制度の周知
 - ・市区町村等の関係機関との連携会議、研修実施、要対協等の連携体制の構築
 - ・特定妊婦等を都道府県に報告して妊産婦等生活援助事業や家庭支援事業により積極的に支援

(福岡市)

現 行 の 取 組	<p>現在の整備状況・取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターでの妊娠届出・スクリーニング →要確認妊婦モニタリング →要支援妊婦フォロー(保健師) →特定妊婦の相談支援(保健師+ワーカー) ・2019 産婦健診開始(EPDS 高値等) →保健師フォロー) ・2020 産前・産後母子支援センター「こももティエ」開設(母子生活支援施設の多機能化) 2020-22 <u>産前・産後母子支援事業</u>(2020~妊婦の葛藤相談と居場所提供を同時に開始) →2023 改築(居室拡大1→4室)後に特定妊婦等支援臨時特例事業を適用して職員増員し、母子宿泊室での居住支援を強化する「妊産婦等相談・生活支援事業」として拡充 →2024 <u>妊産婦等生活援助事業</u>により夜間体制を強化し、施設外の居室確保も検討 ・2022 伴走型相談支援(妊娠届出時、妊娠8か月時、乳児全戸訪問時の計3回面談) ・2022 産後ヘルパー派遣を産前から利用できる「産前・産後ヘルパー派遣事業」へ ・2023 産後ケア事業に訪問型を追加し、日帰り型/宿泊型/訪問型の3類型へ ※区が虐待予防のための利用が必要と認めれば無料利用可能(特例利用)
次 期 計 画 の 検 討 案 ※	<p>資源の必要量等をみとすために整備すべき見込量等(必要な取組に対し不足している取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア事業者は増えたが要支援妊婦や特定妊婦のニーズに対応困難な場合がある ・親子ショートステイ、親子関係づくりサポート(宿泊型)、妊産婦等相談・生活支援事業は、要支援妊婦や特定妊婦の宿泊支援ニーズに対応できるが、提供量が不足 ・こももティエへの直接相談から居住支援開始した妊産婦について、産後の養育に向けて区による「特定妊婦」としてのケースマネジメント(要対協での進行管理)が必要 <p>整備・取組方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児対応可能な親子ショートステイ(乳児院、里親家庭、母子生活支援施設等)を拡充 ・親子関係づくりサポート(宿泊型)又は妊産婦等相談・生活支援事業を里親家庭でも実施することで、特定妊婦等のニーズに対応できる居室確保や多様な支援提供を推進 <p>考えうる評価指標例</p> <p>妊産婦等生活援助事業の相談件数や居住支援利用者数、区管理ケースとなった事例割合</p>

※担当係レベルのアイデアであり次期推進計画への記載は未定

(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

新たな策定要領(案)が求めるもの ※詳細は国資料参照
代替養育を必要とするこども (保護者のない又は保護者に監護させることが不相当で、里親・FH・施設で養育が必要な者)の数を、予防的支援、家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組成立の見込数を踏まえて算出
 (参考例) こどもの人口 × 代替養育が必要となる割合 (潜在的需要含む)

(福岡市)

現 行 の 取 組	<p>現在の整備状況・取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替養育を必要とするこども数は2019年度末441名→2024年度末439名の横ばいを見込んでいたが、乳児院・児童養護施設入所児童の家庭復帰・親族養育・特別養子縁組等の推進と新規措置件数の減少(親子分離予防)の結果、2021年度末330名に減少(内訳) <ul style="list-style-type: none"> 乳児院入所児童数: 2019年度末16名→2021年度末5名 児童養護施設入所児童数: 2019年度末155名→2021年度末115名 里親・FH委託児童数: 2019年度末189名→2021年度末175名 など
次 期 計 画 の 検 討 案 ※	<p>資源の必要量等をみとすために整備すべき見込量等 (必要な取組に対し不足している取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規措置児童の減少と措置解除児童(年齢到達、家庭復帰等)の増加の両方(フロー)によって代替養育こども数全体(ストック)が減少したが、後者(措置解除児童の増加)は頭打ちとなる(中長期の措置児童が減ったため措置解除が減少する)可能性があり、再び代替養育児童が増加することも見込まれる 一方、里親・FH委託児童の家庭復帰・親族養育・特別養子縁組等が推進されれば、里親・FH委託児童数が減少して代替養育児童数の増加幅を抑える可能性あり <p>整備・取組方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近5年の種別(里親・FH・乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設等)ごとに入所期間別・理由別の新規措置児童数と措置解除児童数を把握(ストック&フロー分析)して見込数を算出し、施設ごとの定員計画を修正 ※ただし、直近5年の特殊要素(中長期ストックの減少)があれば加算して見込数を算出 <p>考える評価指標例</p> <p>推計した見込数に基づく新規里親登録者数の達成率</p>

※担当係レベルのアイデアであり次期推進計画への記載は未定

(6) 一時保護改革に向けた取組

新たな策定要領（案）が求めるもの ※詳細は国資料参照

- ・ 設備・運営基準を踏まえた見直し項目・時期、定員、専用施設確保数、育成方法を計画
- ・ 個別対応を基本とし、個別ケアのため専用施設や委託保護が可能な里親・FH・施設等を確保
- ・ 原籍校に通学可能な環境を確保（専用施設や委託保護）
- ・ 管理目的の規程は最低限とし、ルールが適切か定期見直し

(福岡市)

現 行 の 取 組	<p>現在の整備状況・取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2014～ 児相内に権利委員会を設置し、一時保護所のルールを改善、個別ケアを推進 ・ 2016～ 一時保護里親を募集（乳幼児短期里親リクルート）「赤ちゃん」を「数日から」 → ハードルを下げたことで募集が増えて里親が増加し、乳幼児は家庭環境で一時保護 ・ 2019～ 一時保護の地域分散化：一時保護所定員縮小＋一時保護専用施設（47名）設置 → 原籍校への送迎による通学保障 + 開放的空間の保障 ・ 2020 一時保護所のユニット化（個別ケアのためのハード整備）完了 ・ 2023-24 一時保護専用施設増設（+18名）※児相も施設も運用しやすく児童も負担減 ・ 2023-24 設備・運営基準への対応状況の確認、必要な人員配置や施設改修の実施
次 期 計 画 の 検 討 案 ※	<p>資源の必要量等をみとすために整備すべき見込量等（必要な取組に対し不足している取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの地域とのつながりの継続や負担軽減（開放的空間であり、通学も続けられる）と児相一時保護目的達成（アセスメント等）の観点から一時保護専用施設の運用を検討 ・ 子どもショートステイの必要量も加味して一時保護専用施設の必要量を検討 <p>整備・取組方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族との交流や通学等を通じて地域とのつながりを維持しやすい一時保護環境を充実 ・ 一時保護専用施設を活用した子どもショートステイの推進により予防的支援を強化 <p>考えうる評価指標例</p> <p>一時保護所と一時保護専用施設の平均入所日数、一時保護専用施設の活用率</p>

※担当係レベルのアイデアであり次期推進計画への記載は未定

—————Memo—————

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

<p>新たな策定要領（案）が求めるもの ※詳細は国資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭養育優先とパーマネンシー保障のための児童相談所のケースマネジメントの体制整備（代替養育長期措置を防ぐケースマネジメントや親子関係再構築支援を担う専任チーム等） ・保護者支援プログラム実施団体や里親・FH・施設と情報共有・協働による親子関係再構築支援 ・親子関係再構築の意義や親子の課題を市区町村と共有し、サポートプランに反映して連携 ・養親が見つからない場合や養子縁組後の支援に際して民間あっせん機関等と協力 ・養子適格確認の児相長申立ての積極検討、縁組成立後の支援（少なくとも半年の援助継続）

(福岡市)

<p>現 行 の 取 組</p>	<p>現在の整備状況・取組状況 ※詳細は別紙参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016～ 施設入所児童の家庭養育移行（乳幼児を中心とした里親委託）とパーマネンシー目標（家庭復帰、親族等養育、特別養子縁組）の達成に向けた進行管理とケースワークを専任で行う「家庭移行支援係」を設置し、ケースマネジメントを強化 <ul style="list-style-type: none"> ・措置時の家族参加会議（児相・家族・施設）によるプラン（目標・交流・支援）の合意 ・施設と協働し、親への共感的助言（関わりの苦勞への共感と日頃の対応方法の提示）や交流前後の肯定的フィードバック（家族との体験を喜ぶ姿の伝達等） ・区の継続関与や家庭復帰に向けた事前の関与・会議参加等により支援の連続性を確保 ・定期的な交流状況モニタリングと評価会議（パーマネンシー目標や支援内容の再検討） ・親族調査（親子や施設からの聴取、記録再読、戸籍調査）、親族交流促進、親族養育の環境確保（親族里親制度、親族による養育里親制度の積極活用） →施設入所児童の家庭復帰・親族養育・里親委託等が進み、施設入所児童数が大幅に減少 ・2018 親子関係構築支援プログラムを児童家庭支援センターに委託して協働実施 ・所内弁護士と協働で法的障壁（出生未届・父母行方不明等）解消や児相長申立てを進め、特別養子縁組を推進（新生児委託や里親からの移行など8割以上が乳児院を経由しない） ・里親養育中の実親子交流や養育への家族参加も促進（家族と里親による共同養育の推進）
	<p>次期計画の検討案※</p> <p>資源の必要量等をみとすために整備すべき見込量等（必要な取組に対し不足している取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親委託児童を含めたパーマネンシー保障のケースワークの仕組みと体制の整理が必要 <p>整備・取組方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーマネンシー保障の効果的な推進に向けた改善点（業務内容、仕組み、体制）を検討 <p>考えうる評価指標例</p> <p>措置解除児童のうち家庭復帰・親族・知人養育・特別養子縁組の割合、解除時の措置期間</p>

※担当レベルのアイデアであり次期推進計画への記載は未定

[参考文献]

- 福井充（2021）パーマネンシー保障に向けた児童相談所の実践結果の検討
：援助プロセスと退所統計の変化にみる成果と課題（ソーシャルワーク学会誌 43号 15-27）

(8) 里親等への委託の推進に向けた取組

新たな策定要領（案）が求めるもの ※詳細は国資料参照

- ・ 里親等委託が必要な子ども数の算出；
 (代替養育を必要とする子ども)の数－行動上の課題が重篤な子ども等に対して治療や指導を行うことを目的とする施設の入所子ども数) × 里親等委託が必要な子どもの割合
- ・ 就学前は養子縁組や里親・FH委託を原則とし、長期入所の子どもも課題に応じて委託を検討
- ・ 乳児院に入所している子どもは原則として里親等への措置変更を検討
- ・ 乳幼児 75%以上・学童期以降 50%以上の里親等委託率に向けた年齢区分別目標を設定
- ・ 里親委託は実親子関係を断たず親子関係再構築や自立に向けた措置であることを里親に説明
- ・ ショートステイなどの短期受入れ里親も含め多様な里親の在り方を検討・周知
- ・ 市区町村が子育て短期支援事業に里親・FHを活用できるよう情報提供等を検討
- ・ 自治会や子育てボランティアの繋がりでの制度周知やリクルート、市区町村の協力体制整備
- ・ 里親支援センターでリクルートから委託解除後支援まで一貫した包括的里親支援体制を構築 (NPO 法人、乳児院や児童養護施設等、児童家庭支援センター、里親会の活用も考えられる)

(福岡市)

現 行 の 取 組	<p>現在の整備状況・取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親・FH委託児童数：2019年度末 189名→2021年度末 175名 ・ 2005～ 市民参加型の里親普及啓発（里親の生活を知ってもらい、ボランティアも募集） ・ 2016～ 乳幼児短期里親リクルート（短期でハードルを下げ、ポスティング等で開拓） ・ 2020～ 里親包括支援（フォスタリング）事業（募集～育成～委託後支援まで包括委託） ・ 2024目標（乳幼児 75%、全年齢 50%）は 2019に達成、2022末：同 87.5%、同 59.3% ・ 里親支援は、児相の里親係（登録・研修・個別支援）だけでなく、民間フォスタリング機関（短期を中心とした養成・個別支援）、乳児院等の里親支援専門相談員（里親交流や特別養子縁組後の支援）、児家セン（相談助言）など民間と協働し、相談しやすい環境を整備 ・ 2023 里親会有志による活動として、ピア相談・預け合いなどを行う NPO が設立された ・ 特別養子縁組は年間 10 件程度で推移（病院から新生児委託、養育里親から措置変更 等）
次 期 計 画 の 検 討 案 ※	<p>資源の必要量等をみとすために整備すべき見込量等（必要な取組に対し不足している取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親登録数は増加、FH数は微減（15→13） ※FHは養育者の高齢化が進行 ・ 民間や里親会有志による既存の支援の必要量を、里親の潜在ニーズや増加見込から検討 ・ 特別養子縁組後の支援体制が不十分 <p>整備・取組方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親支援センターは、既存の様々な里親支援事業を包含する包括的支援事業として整備するとともに、特別養子縁組後の支援業務の拡充にも活用 ・ より良いマッチングのため多様な里親を確保する必要から積極的なリクルートは継続 ・ きょうだい児委託等に必要となる FH の継承方法（FH 指定要件等）を検討 <p>考える評価指標例</p> <p>乳幼児の里親等委託率、里親支援センター設置数、里親支援センター利用者数</p>

※担当レベルのアイデアであり次期推進計画への記載は未定

—————Memo—————

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

<p>新たな策定要領（案）が求めるもの ※詳細は国資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設養育が必要なこども数の算出； 代替養育を必要とするこどもの数－里親等委託が必要なこども数 ケアの個別化、里親等委託、親子関係再構築に加え、情緒・行動上の問題を専門的に支援 支援方針をこどもや親に明確に提示し、親を支援しながら家庭復帰や里親・FH委託につなぐ 概ね5年程度の地域分散化・多機能化・機能転換を人材育成含めて計画 乳児院は市区町村や児相の協働先として妊産婦等・親子関係再構築・里親等などの支援に活用 一時保護専用施設の整備も地域の実情に応じて検討、児童家庭支援センター設置促進も検討 妊産婦等生活援助事業が母子生活支援施設でニーズに応じて利用されるよう周知 施設を活用した家庭支援事業の積極実施を市区町村と施設に促し、事業や財政支援を説明 施設で働く魅力の発信や業務を知る機会創出、キャリアパス整備など人材確保・定着を推進 研修提供やスーパービジョンシステムの確立、抱え込まない組織運営などの人材育成を支援 	
---	--

(福岡市)

<p>現行の取組</p>	<p>現在の整備状況・取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳児院入所児童数：2019年度末16名→2021年度末5名 児童養護施設入所児童数：2019年度末155名→2021年度末115名 →乳児院も児童養護施設も計画どおり定員を縮小（ユニット化整備に合わせて定員改定） 2020 児童心理治療施設設置 →里親や施設に措置前のアセスメント+通所等で養育支援 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設の多機能化を推進 乳児院：一時保護施設、子どもショートステイ、親子ショートステイ、通所型親子支援、宿泊型親子支援 児童養護施設：一時保護施設、子どもショートステイ、親子ショートステイ、訪問型親子支援 母子生活支援施設：妊産婦等相談・生活支援事業、親子ショートステイ 施設職員採用において、地域の子育て家庭支援に魅力を感じて応募する方が増加
<p>次期計画の検討案 ※</p>	<p>資源の必要量等をみとすために整備すべき見込量等（必要な取組に対し不足している取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の妊産婦や子育て家庭を支援する活気ある多機能な施設イメージの発信が必要 高機能化のニーズ分析が不十分 措置定員の地域分散化（地域小規模児童養護施設の整備）が計画どおり進んでいない <p>整備・取組方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き多機能化（一時保護やショートステイによる短期養育機能、通所型・宿泊型・訪問型の親子支援機能の拡充）を進め、地域の親子支援機関として人材を確保・育成 高機能施設の利用ニーズに基づいて必要な定員と体制構築を検討 地域小規模児童養護施設整備の阻害要因（部屋数が多く利便性の高い物件の確保困難、体制上の課題等）を踏まえ、整備計画を更新 <p>考える評価指標例</p> <p>乳児院・児童養護施設が担う家庭支援事業等の数と利用実績（世帯数・日数・児童数等）</p>

※担当係レベルのアイデアであり次期推進計画への記載は未定

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- 新たな策定要領（案）が求めるもの** ※詳細は国資料参照
- ・ 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握の対象者、把握すべき内容、手段（施設職員・里親を通じた SNS 等での連絡、社会的養護経験者同士の繋がり等の活用 等）、見込数
 - ・ 把握した見込数を踏まえた児童自立生活援助事業の実施箇所数（自立援助ホーム以外で実施可能となったため、管内施設等の状況を踏まえた事業類型ごとの事業実施箇所数を計画）
 - ・ 把握した実情と支援関係者等からの情報により社会的養護自立支援拠点事業の整備を計画（関係機関と円滑に連携する体制づくり、一時避難的かつ短期間の居場所提供も検討）
 - ・ 機関連携による支援体制、経験者を構成員に含む社会的養護自立支援協議会等を積極検討

(福岡市)

現 行 の 取 組	<p>現在の整備状況・取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2018 社会的養護自立支援事業開始にあたって社会的養護自立支援員を児相に配置 ・ 2021～ 児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホームに自立支援担当職員を配置 ・ 2024 自立援助ホームを増設（3→4）
次 期 計 画 の 検 討 案 ※	<p>資源の必要量等をみとすために整備すべき見込量等（必要な取組に対し不足している取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護自立支援事業実績を踏まえ、<u>年齢要件緩和</u>に伴う運用体制・基準の整理が必要 ・ 児童自立生活援助事業について、児童養護施設での居室提供等（自立支援員の役割含む）と自立援助ホームの役割分担（対象、支援内容など）の整理が必要 ・ 社会的養護経験者を支える方法（社会的養護自立支援拠点事業含む）の検討が必要 <p>整備・取組方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童自立生活援助事業について、社会的養護自立支援事業（社会的養護自立支援員含む）と児童養護施設等のアフターケア（自立支援員含む）機能を整理して整備を計画 ・ 社会的養護経験者のニーズを踏まえて社会的養護自立支援拠点事業のあり方を検討 <p>考えうる評価指標例</p> <p>児童自立生活援助事業の利用者数、社会的養護自立支援拠点事業の利用者数</p>

※担当係レベルのアイデアであり次期推進計画への記載は未定

—————Memo—————

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

新たな策定要領（案）が求めるもの ※詳細は国資料参照

- ・中核市・特別区の児相設置促進のため、具体的懸案・課題を把握して都道府県の支援策を計画
- ・「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った児相の職員配置、研修の方法・時期
- ・管轄人口 100 万人を超える児相がある場合、新たな児相設置等の具体的な改善策を計画
- ・市町村支援児童福祉司を配置基準に基づいて適正配置し、市区町村との連携体制を整備

(福岡市)

現 行 の 取 組	<p>現在の整備状況・取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011 常勤弁護士を配置 ・総合強化プランに沿って児童福祉司、児童心理司を増員配置
次 期 計 画 の 検 討 案 ※	<p>資源の必要量等をみとすために整備すべき見込量等（必要な取組に対し不足している取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定基準（虐待相談対応件数も加味）による増員配置継続が必要 ・児童福祉司・児童心理司について、区こども家庭センターに配置される福祉職・心理職とあわせて体系的・計画的な人材育成が必要 <p>整備・取組方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き法定基準や国のプランに従った増員等を継続 ・児童福祉司・児童心理司、区の福祉職・心理職の人材育成計画（必要な知識・技術、研修、OJT、人事ローテーション等）を策定し、体系的・計画的に育成 <p>考えうる評価指標例</p> <p>児童福祉司・児童心理司の配置数、第三者評価における項目別評価結果</p>

※担当係レベルのアイデアであり次期推進計画への記載は未定

(12) 障害児入所施設における支援

新たな策定要領（案）が求めるもの ※詳細は国資料参照

「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進

(福岡市)

現 行 の 取 組	<p>現在の整備状況・取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障がい児入所施設は法人独自に個別ケアを推進 ・子どもの権利サポート事業によりアドボケイトを派遣（→養育上の課題把握の可能性）
次 期 計 画 の 検 討 案 ※	<p>資源の必要量等をみとすために整備すべき見込量等（必要な取組に対し不足している取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障がい児入所施設の「家庭的養育」に関する整備計画が不足 <p>整備・取組方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障がい児入所施設の「家庭的養育」（ユニット化整備）に関する整備計画を検討 ・引き続きアドボケイト派遣対象とするとともに、ショートステイ等での連携を検討

※担当係レベルのアイデアであり次期推進計画への記載は未定